# 令和8年度千葉県医師修資金貸付

# (長期支援コース(地域枠))募集要項

# ~令和8年度入学生用~

#### 【注意事項】

- 1. 各対象大学医学部が実施する「千葉県地域枠入学試験」に合格し、入学された方が貸付けの対象となります。
- 2. 当試験を受験する場合は、貸付申し込みに必要な書類を、大学が指定する「千葉県地域枠入学試験」の出願書類と一緒に、大学あてに提出してください。
- 3. 千葉県内の医療機関で働く医師の確保を目的とした貸付けです。特段の事情がある場合を除き、貸付けを受けたすべての方が、規定の期間、返還免除要件に沿った勤務を行い、返還が免除されることを基本とした制度であることを十分理解したうえで、お申し込みください。

#### 【日次】

I	制度概要·	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	
$\Pi$	申請概要なる	냔.	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	
$\coprod$	制度概要·		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	~	1	3	
IV	千葉県キャ	リア	形	成	卒	前	支	援	プ	ラ	ン	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	4	
V	キャリア形成	戊プ	°П	グ	ラ	ム	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	5	$\sim$	3	4	
	よくある問行	•																											
VII	申請様式記載	載例	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4	2	~	4	4	
VIII	条例/施行规	規則.	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4	5	$\sim$	5	5	

#### [お問い合わせ先]

### (申請書類等の提出先ではありませんのでご注意ください。)

住 所:〒260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1-1

千葉県 健康福祉部 医療整備課

医師確保·地域医療推進室 医師修学資金貸付担当

電 話: 043-223-3883 (直通) E-mail: d-chibank@mz.pref.chiba.lg.jp

ホームページ: https://www.pref.chiba.lg.jp/iryou/ishi/ishikakuho/kashitsuke.html

<県ホームページ> 千葉県医師修学 資金貸付制度





# **l** 制度概要

千葉県では、地域における医師不足や地域偏在を改善するため、地域医療に貢献しようとする意志を持つ医学生を対象に、医師修学資金貸付制度を実施しています。この制度の1つである長期支援コース(地域枠)は、千葉大学、日本医科大学、順天堂大学、東邦大学、帝京大学(以下、「大学」という。)が実施する「千葉県地域枠入学試験」により大学に入学した者に対し、大学における修学に要する資金(以下、「修学資金」という。)を貸し付けるものです。

医師免許取得後に貸付期間の1.5倍に相当する期間、知事が定める医師の確保を特に図るべき区域等の医療機関(以下、「知事が定める医療機関」という。)に勤務した場合、借り受けた全額が返還免除になります。特段の事情がある場合を除き、貸付けを受けたすべての方が、規定の期間、返還免除要件に沿った勤務を行い、返還が免除されることを基本とした制度です。

#### [貸付開始から返還免除までの流れ]

#### [申込の前に]

- ・ 返還免除要件(キャリア形成プログラム)など制度の内容を確認 [貸付開始から]
- ・ 卒前支援プラン開始 ⇒制度利用者向けのイベントに参加(卒業までに3回以上)

#### [希望に応じて随時実施]

- ・ 医師キャリアコーディネータと個別面談 (ただし、5年生は全員必須) 「6年生]
- ・ 夏頃に、臨床研修病院を選択するための、全国統一マッチングに参加 (原則、県内の臨床研修病院を選択)
- ・ 国家試験合格後、キャリア形成プラン作成開始

#### [臨床研修2年目までに]

- ・ 専門研修プログラム(専門研修に進む場合)と、それにあったキャリア形成 プログラム $^{*1}$ 及び診療科別コース $^{*2}$ を選択
- キャリア形成プランの作成及び見直し(以降、随時更新)
- ※1 キャリア形成プログラムは、新プログラム、政策医療分野プログラム、診療支援部門プログラム、 小児科プログラム、産科プログラムのいずれかから選択します。
- ※2 希望コースがない場合、県内医療機関に対してコースの作成を打診することも可能です。

# 臨床研修

在学中

# [臨床研修の修了以降]・ 診療科別コース(3)・ 診療科別コース第3

- ・ 診療科別コース (キャリア形成プラン) に沿って専門研修※3を実施
- ・ 診療科別コース管理者のサポートを受けながら、各病院群の医療機関で勤務
- 大学院などで返還免除に必要な勤務を継続できないときは、猶予期間を利用
- ・ ライフイベント等、事情によっては、猶予期間の加算も可能(要申請)
- ※3 原則、専門研修の実施及び時期は任意です。当該貸付制度において、専門医の取得は必須ではありません。ただし、<br/>
  一部のキャリア形成プログラムでは、専門医の取得を目指す勤務を要件としています。そのプログラムを選択する場合、専門研修の実施は必須です。

#### キャリア形成プログラムの満了(返還免除)

# 医療機関で勤務

# Ⅱ 申請概要など

#### 1 申込み資格

以下の①から③までの条件を全て満たすことが必要です。

- ① 大学が実施する「千葉県地域枠入学試験」の出願資格を満たし、出願する者
- ② 大学に入学しようとする意志を有し、大学が実施する「千葉県地域枠入学試験」に合格した際に、入学を確約できる者
- ③ 将来、医師として、知事が定める医療機関に貸付期間の1.5倍に相当する期間、従事しようとする意志がある者

#### 2 募集人数

千葉大学:20名 日本医科大学:7名 順天堂大学:5名

東邦大学: 5名 帝京大学 : 2名

#### 3 貸付金額

国公立大学:月額15万円(6年間合計 1,080万円) 私立大学:月額20万円(6年間合計 1,440万円)

#### 4 貸付期間

令和8年4月から正規の修学期間を修了する月まで(最大6年間)

#### 5 提出書類及び提出方法

- (1) 大学の「千葉県地域枠入学試験」の出願書類と併せて大学に提出する書類
  - 修学資金貸付申請書(第一号様式)
  - · 誓約書(第二号様式)
  - 同意書
- (2) 大学の「千葉県地域枠入学試験」合格後に、大学が指定する入学手続に必要な 書類と一緒に大学に提出する書類
  - · 連帯保証人(2名)の印鑑証明書<sup>\*\*4</sup>
  - · 貸付申請者及び連帯保証人(2名)の住民票\*4\*5
  - 申請者本人名義の振込口座の写し\*\*6(銀行名、支店名、預金種別、口座番号が分かる箇所)
- ※4 各大学の入学手続き期間から、3か月以内に発行を受けたもの。
- ※5 必ず本籍地を記載すること。また、個人番号(マイナンバー)は記載しないこと。
- ※6 WEB通帳等の場合は、銀行名、支店名、預金種別、口座番号が分かる箇所が確認できる箇所を印刷し、 提出すること

#### 6 貸付けの決定

申請者が大学の指定する入学手続に必要な書類及び上記「5」の提出書類を大学に提出の上、大学入学が確認された後、令和8年4月以降に県が貸付けを決定し、通知します。

#### 7 貸付方法

貸付決定後、申請者本人名義の銀行口座に所定の金額を、毎月25日(土日祝日の場合は、前営業日)振り込みます。

# Ⅲ 制度概要

#### 1 返還免除の要件

医師修学資金貸付制度は、千葉県内の医療機関で働く医師の確保を目的とした 制度です。

やむを得ない場合を除き、貸付けを受けたすべての方が、規定の期間、返還免除 要件に沿った勤務を行い、<u>返還が免除されることを基本とした制度</u>であることを ご理解ください。

返還免除要件は、大きく分けて2種類あります。

#### (1) キャリア形成プログラムの満了

大学を卒業した日の属する月の翌月の初日から起算して1年3月以内に医師の免許を取得し、<u>貸付期間の1.5倍の期間(=9年間)、知事が定める医療</u>機関に勤務したとき。

#### (2) その他の理由

業務上の事由による死亡等により、上記(1)を満たすことが不可能となった場合。

#### [具体的な取扱い]

- ・ 医師の業務に従事する期間又は臨床研修を受けている期間中に、業務上の事由 により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することが できなくなった時、修学資金の返還及びその利息の支払いの債務が免除されます。
- ・ 上記以外の理由で、修学資金貸付制度利用者(以下、「制度利用者」という。) が死亡し、又は災害、病気その他やむを得ない事由により、修学資金の返還が できなくなった時は、修学資金の返還及びその利息の支払いの債務の全部又は 一部を免除することがあります。

#### 2 キャリア形成に関する支援(卒前・卒後共通)

#### (1) 千葉県医師キャリアコーディネータ

キャリアコーディネータとは、県医療整備課に非常勤で勤務している、現役の 医師で、千葉県では3名のキャリアコーディネータが在籍しています。

制度利用者と顔の見える関係を構築しつつ、関係大学や専門研修基幹施設とも連携し、制度利用者が抱えているキャリアに関する悩みに応えます。



吉村 健佑 先生

- ・千葉大学医学部附属病院 次世代医療構想センター長
- 精神科医



橋田 知明 先生

・東千葉メディカルセンター 救命救急センター長



齊藤 景子 先生

- · 千葉大学医学部附属病院 消化器内科
- ・地域枠医師等キャリア デザイン機構 (CORD) 理事

#### (2) 千葉県医師キャリアサポータ

県内における各地域の医療機関で活躍している先輩医師の中から、制度利用者のキャリア形成支援に関する相談などにご協力いただける方を、千葉県医師キャリアサポータとして任命しています。実際に、医師修学資金の義務履行中の先輩医師もいるので、リアルな経験談を聞くことが可能です。

令和7年9月時点で、24名のキャリアサポータが在籍しています。サポータの一覧表は県ホームページに掲載していますので、必要に応じてご覧ください。

#### [キャリアサポータ(基本領域別)]

(単位:名)

診療科	内科	小児	精神	整形	産婦	脳外	救急	形成	リハ	総診	合計
登録者数	5	2	2	1	1	2	3	1	1	6	24

<県ホームページ> キャリアサポータ



#### (3) 千葉県医師キャリアアップ・就職支援センター

千葉県医師キャリアアップ・就職支援センターでは、各医療機関における研修 プログラムを案内するほか、センター主催のハンズオンセミナーを多数開催する など、医学部生や医師を支援しています。

<県ホームペーン> 千葉県医師キャリアアップ・ 就職支援センター



#### 3 キャリア形成に関する支援(卒前)

#### (1) キャリア形成卒前支援プラン【プラン全文は14頁に掲載】

地域医療へ貢献する意思を有する医学部の学生に対して、地域医療や将来の職業選択に対する意識の涵養を図り、対象学生が学生の期間を通じて、地域医療に貢献するキャリアを描けるように支援をすることを目的として、「千葉県キャリア形成卒前支援プラン」を策定しています。

令和5年度以降、千葉県地域枠で入学した学生またはキャリア形成プログラム の適用について同意した学生が対象です。

#### (2) 卒前支援プロジェクト

キャリア形成卒前支援プランに基づき、地域医療に関する講義やセミナー、 イベント等を実施しています。これを「卒前支援プロジェクト」と位置付けて います。

#### ア 対象者

キャリア形成卒前支援プランの対象者

#### 



#### イ 参加回数

<u>入学から卒業までの期間を通じて最低3回以上、卒前支援プロジェクトに</u>参加するよう努めてください。

#### [卒前支援プロジェクトの一例]

#### 病院見学バスツアー



R6.8.31 実施@君津中央病院

修学資金を利用している 他大学の仲間と、地域医療 を支える医療機関を見学 します。

複数の医療機関を巡るので、様々な地域医療を 見聞することができる機会です!

#### 制度説明会/修学資金生座談会

# 千葉県医師修学資金 貸付制度

~あなたの夢を応援します~



千葉県医師修学資金貸付制度は、医学を学ぶ大学生のみなさんに、 将来、干葉県で医師として働いていただくことを応援するものです。



日本野びないは最初の7 干葉原は、みなさんのキャリア形成を応援しています。 詳しくは、干葉県ホームペーシをご確認ください。 干菜県医的修学員会資付制度 3条 水 干 葉 県



将来課される地域要件やキャリア形成プログラムなど、改めてこの制度のことを認識する機会として、制度説明会を開催します。

また、キャリアコーディネータやサポータなどとの 座談会も企画しており、 先輩医師の体験談やアドバイスを直接聴くことができます。

#### 4 キャリア形成に関する支援(卒後)

医師免許を取得した後は、2年間の臨床研修を経て、専門医の取得など、医師 としてのキャリアを築いていきますが、同時に修学資金の返還免除に向けた勤務を 行うこととなります。

そこで、返還免除に向けた勤務と医師としてのキャリアを両立することができるよう、千葉県では<u>キャリア形成プログラムと診療科別コースを設けることで、卒後</u>のキャリア形成を支援しています。

#### (1) 臨床研修病院と特定病院等

#### ア 臨床研修

医学部6年生の夏頃に、研修する病院を自ら選択します。<u>原則、県内の</u> <u>基幹型臨床研修病院を選択</u>していただきますが、<u>やむを得ない場合\*\*7は、県外</u> の基幹型臨床研修病院を選択することが可能です。

研修の中断等の事情がなければ、2年間で研修は修了するため、勤務を要する年数(9年間)のうち、2年分を臨床研修の修了で履行します。ただし、 県外で臨床研修した場合は、義務年限には算定されません。

- ※7 やむを得ない場合とは、次のいずれかを想定しています。
  - ・ 臨床研修マッチング※8終了時点で、県内の臨床研修病院から採用内定が得られなかった場合。
  - ・ 希望する臨床研修を実施する病院が限られており、千葉県内だけでは採用見込みが低い等、キャリア 形成上の事情がある場合。
- ※8 臨床研修病院の選択は、就職活動を踏まえて、医学部生・病院が、それぞれ優先順位をつけて全国統一の「マッチングシステム」に登録し、機械的にマッチングされます。これを、臨床研修ンマッチングと呼びます。 マッチングできなかった場合は、個別に就職活動を継続し、研修先を選択します。

#### イ 特定病院等での勤務

臨床研修の修了後に勤務する、<u>返還免除の要件にあった病院又は診療所の</u> ことを「特定病院等」と呼びます。

臨床研修と同様、各自が希望の診療科を踏まえて就職活動により勤務先を 選択しますが、返還免除の要件に合致しているかを県が確認したうえで、個人 あてに「特定病院等の指定」の通知をします。

特定病院等で勤務した期間は、勤務先から証明書を作成してもらいます。 これを積み重ねていき、要件を満たす状況となったら、返還免除の手続きを 取ります。

#### (2) キャリア形成プログラム【プログラム全文は15頁に掲載】

キャリア形成プログラムとは、修学資金の返還免除要件に沿った勤務と、医師のキャリア形成を両立させるために、県が策定した計画です。令和7年9月時点で、次の5つのプログラム $^{*9}$ があります。

臨床研修1年目から2年目にかけて、自身が希望する診療科や勤務先などと 照らし合わせて、いずれかのキャリア形成プログラムを必ず選択いただきます。

#### [キャリア形成プログラムの種類と主な特徴]

キャリア形成 プログラム	特徴	運用 開始
新プログラム (18頁)	最もベーシックなプログラムです。診療科選択の制限は ありません。 地域A群又は地域B群で通算4年以上、うち地域A群で 通算2年以上の勤務が必要です。	Н30
政策医療分野 プログラム (20頁)	産科(分娩取扱医師)、新生児科(周産期専門医)、救急科 志望者向けのプログラムです。 当該診療科の専攻医又は専門医として、周産期母子医療 センターや救命救急センターで勤務することが基本と なります。	R2
診療支援部門 プログラム (21頁)	放射線科、病理、臨床検査志望者向けのプログラムです。 当該診療科の専攻医又は専門医として、地域A群又は県内 の当該診療科の専門研修プログラムの研修施設において 勤務することが基本となります。	R4
小児科 プログラム (22頁)	小児科志望者向けのプログラムです。 小児科の専攻医又は専門医として、小児A群又は小児B群で通算4年以上、うち小児A群で通算2年以上の勤務が必要です。	R7
産科 プログラム (23頁)	産科(分娩取扱医師)志望者向けのプログラムです。 産婦人科(分娩取扱医師)の専攻医又は専門医として、 産科A群又は産科B群で通算4年以上、うち産科A群で通算 2年以上の勤務が必要です。	R7

<sup>※9</sup> 上記 5 つのプログラムのほか、平成 2 8 年度までに新規貸付を受けた方と、平成 2 9 年度に新規貸付を 受けた県内出身者の方が選択できる「旧プログラム」があります。

<県ホームページ> キャリア形成プログラム



#### (3)診療科別コース

診療科別コースとは、修学資金の返還免除要件に沿った勤務と、医師の キャリア形成を両立できるよう、主に専門研修以降のキャリアパスの見通しを 示したもの(モデルコース)です。

県内の多くの専門研修を行う医療機関が診療科別コースを策定しており、

19の基本領域(診療科)すべてのコースを設けています。

キャリア形成プログラムと同時に、いずれかのコースを選択いただきます。 万が一、希望するコースがない場合は、オリジナルコースの作成を医療機関へ 打診することも可能※10です。

※10 原則、専門研修プログラムの基幹施設が県内の場合に限ります。

#### 診療科別コースのメリット

#### 200を超える選択肢!

200を超える診療科別コース を用意しており、どの領域の専 門医資格でも取得可能!

#### 勤務先に悩む必要なし!

コース管理者が進路をサポー ト!キャリアに合わせて義務履 行に必要な地域の病院を提案!

#### 博士号・サブスペも取得可能!

コースによっては、博士号やサブスペシャリティの取得といったキャリアアップが可能!

#### <ホームページ> 診療科別コース



#### 「診療科別コースの様式(例として新プログラムに紐づく様式を掲載)]

別紙1

○○病院--○○科--○○科

#### 1 概要

診療科 (基本領域)	○○科─○○科
キャリア形成支援機関	○○病院
診療科別コース管理者 所属 職 氏名	○○科 科長 ●● ●●
問合せ先	XXX—XXX—XXXX abc. def@xxx. co. jp
コースの特長	・幅広い医療機関から就業先を選択可能 ・大学院での学術研究により博士取得可能

診療科別コース

- ・診療科
- コースを策定した 医療機関

2 取得可能な資格、知識、経験等

取得可能な資格、知識、経験等	備考 (標準的な取得時期等)	
○○専門医	医師免許取得後6年目	
○○専門医	医師免許取得後7年目	
医学博士	医師免許取得後6~9年目	

取得可能な資格

キャリアパスのイメージ(想定就業例であり将来的な配置を約束するものではありません)

0 11 1	, , ,,,,,,,		100 NC 1990 XC 1	73 ( 00 7 19	WH J. O. HILL	ニビルンペッ	0 000 01	500756	707
	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
状況	Wir cir	研修	専門	研修 (○○	)科)				/
1/10L	mn/A	11/1 168	連携	連携	基幹				_
勤務先 医療機関※	臨床研修	多病院群	В*	A*	C*	C*	C*	A*	В*

医療機関群別の 勤務が想定される 時期

金頭路先医療機関: 臨床研修病院群・県内の臨床研修病院 水・地域A群、B・地域B群、C・・県内病院群、猶チ・・県外での勤務等による猶予 - A非・地域A群、B中の勤務、B非・・地域B群非常動での勤務、C非・・県内病院群非常勤での勤務

4 勤務が想定される医療機関 (将来的な配置を約束するものではありません)

地域A群	地域B群	県内病院群	1
△△病院 ▼▼病院 ××クリニック	■■病院 ◆◆医療センター ◇(病院) ◎() 病院	●●病院 ▲▲病院 □□医療センター	

勤務が想定される 医療機関

#### 5 診療科別コース管理者からのメッセージ

- ・関連病院を中心に自由度の高いコースになっているので、いろいろな病院で経験を積めます。
- ・診療科別コース管理者を中心としたサポート体制が充実しています。

- (注意事項) ・ 実際の勤務先等はその時点での診療科の事情や猶予期間 (妊娠・出産・育児・介護等、学位取得や留学等) 等
- の影響を受けるため、上記の内容と異なる場合があります。 ・診療科別コースを選択した上で、診療科別コース管理者との相談等を通じて個別の事情を考慮したキャリア

#### 「診療科別コースに沿った勤務のイメージ]

白身で希望する医療機関へ の就職活動 (病院見学や面接等)

県が提示している複数の診 療科別コースの中から、希 望するコースを1つ選択 (コースの変更は可能)

選択した診療科別コースの 管理者(研修担当の医師 等)と相談して、自身の キャリア形成プランを作成

キャリア形成プランに 沿って専門研修を開始

診療科別コース管理者の サポートを受けながら、 地域の病院等で勤務

#### 5 猶予期間(配慮事項)

貸付期間が満了すると返還義務が生じますが、将来、返還免除要件に該当することが見込まれる状況が継続している間は、申請により返還猶予が受けられます。そのほか、「貸付期間満了前に貸付けを取り消された後も引き続き大学に在学しているとき」、「災害、病気その他やむを得ない事由により、返還が著しく困難になったとき」も申請により返還猶予が受けられます。

また、貸付期間満了後の猶予については、キャリア形成の支援やそれぞれの ライフプランと返還免除要件の両立のため、猶予期間を加算することも可能です。 猶予期間は、事由を問わない期間(猶予期間1)と、正当な事由として加算する 期間(猶予期間2又は3)に区分されます。

#### [猶予期間の種類]

区分	名称	理由	期間上限
既定期間	猶予期間 1	条件なし (例)大学院への進学、留学、猶予3に該当 しない県外勤務**11 等	4年
申請 により	猶予期間 2	災害、疾病、出産、育児等、正当な事由 により業務に従事できないと認められる 場合	事情に応じて期間を設定
ル算 <sup>*12</sup>	猶予期間3	専門医取得のための特定病院以外での 勤務( <u>専門研修プログラムの基幹施設が</u> 県内の医療機関である場合に限る)	基本領域の 取得に必要な 最低限の期間

- ※11 やむを得ない理由により、臨床研修について<u>県外の基幹型臨床研修病院を選択</u>した場合は、当該研修期間は「猶予期間1」が適用されます。
- ※12 「猶予期間2」及び「猶予期間3」は、要件に該当していても<u>猶予加算を希望しない場合は申請不要</u>です (既定期間で足りる場合など)。

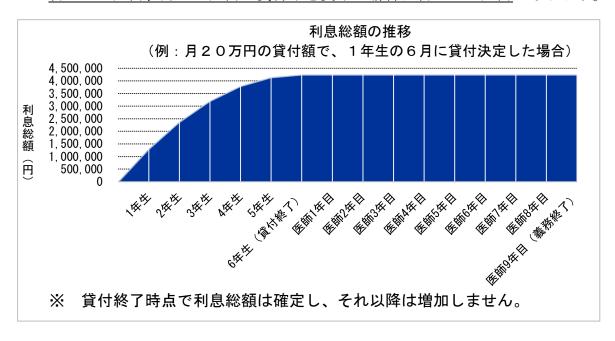
#### 6 利息・延滞利子

#### (1) 利息

修学資金の貸付けを受けた日の翌日から最後に貸付けを受けた日までの期間の日数に応じ、貸付けを受けた額につき<u>年10パーセントの割合で計算した利息</u>が発生します。

なお、年当たりの割合は、閏(じゅん)年の日を含む期間についても、365日 当たりの割合とします。

6年間の貸付けによる実際の利息総額は、<u>月20万円の貸付けを受けた場合は</u>約425万円、月15万円の貸付けを受けた場合は約320万円となります。



#### (2) 延滞利子

修学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、返還すべき日の翌日から返還した日までの日数に応じ、返還すべき額につき年14.5パーセントの割合をもって計算して得た額に相当する額の延滞利子が発生します。

やむを得ない事由があると千葉県知事が認めるときには、延滞利子を減免 する場合があります。

#### 7 貸付決定の取り消し

#### (1)貸付けの取消し事由

貸付期間が満了する前に、次のいずれかの事項に該当した場合、貸付けの決定を取り消します。

この場合、当該事由が生じた日の属する月の翌月分から貸付けを行いません。

該当事項	説明
死亡したとき。	_
退学したとき。	_
心身の故障のため修学の見込みが	ケガなどで、修学の見込みがないと
ないと認められたとき。	認められるときを想定しています。
修学資金の貸付けを受けることを	辞退届が提出されたときを想定
辞退したとき。	しています。
その他修学資金の貸付けの目的を	- 行方不明になってしまった場合
達成する見込みがないと認められた	17万小明になりてしょうに場合    などを想定しています。
とき。	なこで心圧しています。

#### (2) 取り消し以外で貸付けを行わない場合

制度利用者が<u>休学し、又は停学の処分</u>を受けたときは、休学した日又は当該 処分を受けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで、修学 資金の貸付けを行いません。

#### (3) その他

正当な理由がなく、千葉県医師修学資金貸付条例施行規則により提出すべき ものとされた届出や報告等(現況報告書など)を提出しないときは、修学資金の 貸付けを一時保留することがあります。

#### 8 貸付金の返還

次のいずれかの事項に該当する事由が生じたときは、当該事由が生じた日の属する月の翌月の末日までに、<u>借り受けた修学資金に利息を付した金額を、一括で</u>返還しなければなりません。

該当事項	説明
	全ての方が、貸付期間が満了した時に
貸付期間が満了したとき。ただし、	貸付金の返還義務が生じます。
返還免除要件を満たす見込みで	一方で、同時に返還猶予の手続きを行う
ある場合は除く。	ことから「貸付期間満了後、即返還」という
	ことは、基本的には起こりません。
修学資金の貸付けの決定が取り	11頁を参照してください。
消されたとき。	11頁を参照して、たさい。
知事が定める病院等での勤務に	業務上の事由により死亡した場合は、この
よる返還の免除を受ける前に、死亡	限りではありませんが、労務災害の認定
したとき。	など、個別の状況により判断します。
知事が定める病院等での勤務に	猶予期間を使い切った後も、特定病院等
	ではない医療機関で勤務を継続する場合や
よる返還の免除を受けることができないと確定したとき。	医師の業務に従事しない場合などが想定
くさないと惟足したとさ。	されます。

#### [返還に至るまでの勤務実績の取扱い]

返還免除を受けるために必要な期間の勤務を行わなかった場合は、<u>それまでの勤務</u>期間にかかわらず、貸付金の全額を一括で返還していただきます。

- 例) 義務年限9年間のところ、3年間勤務した場合、返還金額のうち、3分の1は 免除されるのか?
  - ⇒されません。原則、勤務期間にかかわらず、貸付金の全額を一括で返還して いただきます。

#### 9 貸付金の返還の猶予

次のいずれかに該当するときは、その事由が継続する期間、貸付利息を含めて 返還を猶予します。

該当事項	説明
修学資金の貸付けを取り消された	貸付けを辞退したことにより貸付決定を 取消された場合であっても、学生の間は資力
後も、引き続き大学に在学しているとき。	がないため、引き続き在学しているときに
200	は、猶予することができます。
知事が定める病院等での勤務に	貸付期間が満了した時、皆様は返還猶予
より、返還の債務の免除を受けると	申請を行いますが、その手続きがこれに該当
見込まれるとき。ただし、キャリア	します。ほとんどの制度利用者が、この理由
形成プログラムの履行中のみ適用。	により返還が猶予されます。
災害、病気その他やむを得ない事由	
により、返還が著しく困難になった	個別の状況により判断します。
とき。	

#### 10 住基ネットを使用した本人情報の確認

当該貸付制度利用者及びその連帯保証人については、住所の変更が生じた場合、「氏名(住所)変更届」を提出していただきますが、転居後(入籍等の後)も変更届の提出がない場合には、住基ネットを利用して住所調査を行うことがあります。

#### (1)調査の対象となる人

- 制度利用者
- 連帯保証人

#### (2)調査を行うとき

貸付金の返還が生じた制度利用者及びその連帯保証人について、本制度に規定する必要な届出を行っていないため、県から通知を出したが、宛先不明で戻ってくる場合。

#### (3)調査の内容

- 氏名、住所の変更の事実の確認
- ・ 生存の事実の確認

# Ⅳ キャリア形成卒前支援プラン

#### 千葉県キャリア形成卒前支援プラン

#### 1 目的

本プランは、千葉県医師修学資金貸付制度において、将来、キャリア形成プログラムの 適用を受ける学生に対し、卒業時までの期間、地域医療や将来の職業選択に対する意識の 涵養を図るためのプロジェクト(卒前支援プロジェクト)を実施し、地域医療に貢献する キャリアを描けるように支援することを目的とします。

#### 2 適用の対象

令和5年度以降、地域枠で入学する者、又は、地域枠以外の枠で入学しキャリア形成 プログラムの適用について同意した者を対象とし、県と対象学生の間での合意により適用 されるものとします。

#### 3 「卒前支援プロジェクト」について

対象学生が将来従事する地域と接する機会を提供するため、本プランに基づき、県は、 地域医療に関する講義やセミナー、イベント等を実施することとし、これを「卒前支援 プロジェクト」と位置付けます。

#### ① 県の役割

県は、適宜、プロジェクトを企画し、参加募集を行うものとします。

また、対象となる学生に対し、プロジェクトへの積極的な参加を促します。

なお、令和4年度以前に入学した者に対しても、卒前支援プロジェクトへの参加を 推奨します。

#### ② 大学の役割

大学は、医学部の教育カリキュラム内において、地域医療に関する教育を行っている場合に、県と大学との調整において、当該講義等を「卒前支援プロジェクト」の枠組みに位置付けるなど、県と協力し、プロジェクトの充実に努めるものとします。

#### ③ 対象学生の責務

対象学生は、以下のスケジュールを目途に卒前支援プロジェクトへの参加に努め、 真摯に取り組むものとします。

#### <キャリア形成プログラムに基づく勤務開始までのスケジュール>

時期	内 容
貸付申込前	卒前支援プロジェクト及びキャリア形成プログラム(卒業後、修学資金貸付
具竹甲込削	制度の従事要件に関するプログラム)の内容を理解し、適用に同意
2 卒 入	※ 期間を通じて少なくとも3回以上の参加に努めてください。
だ 前 学	・ 県や千葉県医師キャリアアップ・就職支援センターが企画するイベント
すの支がなった。	(「病院見学バスツアー」や「セミナー」など) に参加
対党を	<ul><li>県キャリアコーディネータ、キャリアサポータへの相談(相談を希望する)</li></ul>
	場合は、随時、県に申し出てください)
間ジま	・ 地域医療学など、「卒前支援プロジェクト」に位置付けられた所属する大学
III エ で	の講義を受講
臨床研修	・ キャリア形成プログラムに基づいた卒業後のキャリアプランを作成
開始前	・ キャリアコーディネータと面談

# V キャリア形成プログラム

# キャリア形成プログラム

#### 1 各プログラム共通の用語の定義

用語	定義
医師少数区域	山武長生夷隅、君津保健医療圏
小児科の相対的医師少数区域	東葛南部、東葛北部、山武長生夷隅、君津
7.75年97年对4.75年9夕 数区域	保健医療圏
産科の相対的医師少数区域	東葛北部、香取海匝保健医療圏
	以下に掲げる区域を示す
	• 医師少数区域
  医師の確保を特に図るべき区域等	・ 地域医療の確保及び修学資金貸付制度
	利用者におけるキャリア形成支援の観点
右記の条件に当てはまる地域は「県内 の千葉市以外の地域」となります。	から、医師の派遣が必要と認められる保健
(の「衆国政庁の地域」となりより。	医療圏
	(東葛南部、東葛北部、印旛、香取海匝、
	安房、市原保健医療圏)
各保健医療圏	下表のとおり
防中环体序院群	県内の基幹型臨床研修病院の臨床研修
臨床研修病院群	プログラムに沿って勤務する医療機関等

#### 【注意】

- ・ 区域や医療機関群については、医師少数区域の変更や、臨床研修病院の新規指定・指定取消などにより、今後変更となる場合があります。
- ・ ただし、変更により外れた対象医療機関での勤務実績がある場合、その勤務期間を就業義務 年限に算定します。

#### 2 保健医療圏の構成市町村

保健医療圏	構成市町村
千 葉	千葉市
東葛南部	市川市、船橋市、習志野市、八千代市、鎌ケ谷市、浦安市
東葛北部	松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市
 	成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、
Fl1 //	印旛郡酒々井町、栄町
香取海匝	銚子市、旭市、匝瑳市、香取市、香取郡神崎町、多古町、東庄町
	茂原市、東金市、勝浦市、山武市、いすみ市、大網白里市、
山武長生夷隅	山武郡九十九里町、芝山町、横芝光町、長生郡一宮町、睦沢町、
	長生村、白子町、長柄町、長南町、夷隅郡大多喜町、御宿町
安 房	館山市、鴨川市、南房総市、安房郡鋸南町
君津	木更津市、君津市、富津市、袖ケ浦市
市 原	市原市

#### 3 猶予について

貸付期間が満了すると返還義務が生じますが、将来、返還免除要件に該当することが見込まれる状況が継続している間は、申請により返還猶予が受けられます。 貸付期間満了後の猶予については、キャリア形成の支援や、それぞれのライフプランと返還免除要件の両立のため、猶予期間を追加することができます。

猶予期間は、事由を問わない期間(猶予期間1)と、正当な事由として加算する期間(猶予期間2又は3)に区分されます。

区分	名称	理由	期間上限
既定期間	猶予期間1	条件なし (例)大学院への進学、留学、猶予3に該当しない 県外勤務*1 等	4年
申請	猶予期間 2	災害、疾病、出産、育児等、正当な事由 により業務に従事できないと認められる 場合	事情に応じて 期間を設定
により 加算 <sup>※2</sup>	猶予期間3	専門医取得のための特定病院以外での 勤務(専門研修プログラムの基幹施設が 県内の医療機関である場合に限る)	基本領域取得 に必要な最低 限の期間

<sup>※1</sup> やむを得ない理由により、臨床研修について県外の基幹型臨床研修病院を選択した場合は、 当該研修期間は「猶予期間1」が適用されます。

#### 【注意】

- ・ 返還免除要件に沿った勤務期間の算定は、1月に満たない場合は1月とみなすため、正当な 理由がある期間が1月未満の場合は、猶予加算の対象とはなりません。
- ・ 休業等から復職する日が申請時点の予定を繰り上げた場合などは、当該年度の医師業務従事期間証明書の提出により状況を確認し、加算期間を短縮します。

#### (1) 猶予期間2の具体的な要件及び期間

#### ア ライフプランや疾病

原則として、千葉県職員の規定等において休業等として認められる期間を限度に、猶予期間を加算します。ただし、雇用されている医療機関において休業等として認められた期間が県職員の規定の期間を超える場合は、当該医療機関の規定により、期間を設定します。

区分	理由	猶予期間の上限
	疾病	精神疾患等は3年6月、それ以外は3年3月
休業	出産	産前産後8週
離職	育 児	子が3歳に達するまで
りにつけん	看 護	要看護者1人につき3年(要看護者の状態が2週間
	(介護含む)	以上継続すること等の要件あり)
	疾病	上記と同様の期間内に、短時間勤務を行った場合の
	看 護	勤務しなかった期間 (1年ごとに就業時間数を常勤
短時間	(介護含む)	換算し、1年間との差を猶予加算)
勤務		子が小学校就学前までに、短時間勤務を行った場合
	育 児	の勤務しなかった期間(1年ごとに就業時間数を常勤
		換算し、1年間との差を猶予加算)

<sup>※2 「</sup>猶予期間2」及び「猶予期間3」は、要件に該当していても猶予加算を希望しない場合は申請不要とします(既定期間で足りる場合など)。

#### イ その他

理由	猶予期間
新プログラムの地域A群(旧プログラムの場合は、地域の病院)の義務年限が所定の猶予期間を過ぎても終了していないが、非常勤等で地域A群の勤務を継続する意向があり、地域A群に該当しない県内病院を主な勤務先としている場合	地域A群を除く県内の 医療機関における勤務 期間(1年ごとに就業時間 数を常勤換算し、1年間と の差を猶予加算)
新プログラムでの履行を希望している場合で、当該 年度に県内の基幹型臨床研修病院において臨床研修を 開始できる目途がたたず、次年度に臨床研修を実施 しようとする場合	県内の基幹型臨床研修 病院において臨床研修を 開始するまでの期間

#### ≪参考≫新プログラムの地域A群の義務年限が所定の猶予期間を過ぎても終了していない例

年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
勤務状況等		研修 年		市内の 病院群		遁 ここ 2年	域 B 群 【 4 日 までて こ分履行	Ī	理由を	4年分			猶予期	情により間を力	算
.,						地	域A群	週		2年分を	を履行す	するに	は10	年かか	る

#### (2) 猶予期間3の具体的な要件

#### ア 日本専門医機構の制度 (新専門医制度) における専門医を取得する場合

基本領域(1領域)の専門医取得に必要となる最低限の期間、特定病院でない病院に勤務する場合。ただし、専門研修プログラムの基幹施設が県内の医療機関の場合に限ることとし、研修期間は領域別の専門医取得に必要な最低限の期間とする。

#### イ 従来の学会認定の専門医を取得する場合

専門医(1つ)の取得に必要となる期間、特定病院でない、県内の病院に 勤務する場合。ただし、当該専門医に相当する基本領域の専門医取得に必要な 最低限の期間を上限とする。

#### 4 各プログラムの内容

#### (1) キャリア形成プログラム【新プログラム】

貸付期間	6年	5年	4年
勤務を要する期間	9年	7.5年	6年
臨床研修病院群 <sup>※</sup>	2年	2年	2年
地域A群	2年以上	2年以上	2年以上
地域B群	地域A群と通算	地域A群と通算	地域A群と通算
地域口研	して4年以上	して3.5年以上	して3年以上
県内病院群	地域A群・B群と	地域A群・B群と	地域A群・B群と
ボツが内に併	通算して7年	通算して5.5年	通算して4年

<sup>※</sup> やむを得ない理由により、県外の基幹型臨床研修病院を選択した場合は、当該研修期間は猶予期間が適用され、義務年限には算定されない。また、当該臨床研修に要した年数を「いずれかの医療機関群」での勤務に振り替える必要がある(どの群でも可)。

医療機関群	カテゴリー
	① 医師少数区域における医療機関(病院、有床・無床診療所)
	② 医師の確保を特に図るべき区域等において、優先的な配置が
	必要な病院
	(香 取 市) 千葉県立佐原病院、香取おみがわ医療センター
	(多 古 町) 国保多古中央病院
地域A群	(東 庄 町) 東庄町国民健康保険東庄病院
76.71147	(銚 子 市) 銚子市立病院
	(匝 瑳 市) 国保匝瑳市民病院
	(南房総市) 南房総市立富山国保病院
	(鋸 南 町) 鋸南町国民健康保険鋸南病院
	(鴨川市)鴨川市立国保病院
	(市 原 市) 千葉県循環器病センター
	医師の確保を特に図るべき区域等において配置が必要な、次の
	医療機関(地域A群を除く)。
地域B群	① 自治体病院
地坝口杆	② 地域医療支援病院
	③ 専門研修プログラムの研修施設の病院*(専攻医等の勤務に限定)
	④ 専門研修プログラムの基幹施設の診療所*(専攻医等の勤務に限定)
	① 県内の病院(地域A群及び地域B群の病院を除く)
県内病院群	② 地域B群の④以外の県内の専門研修プログラムの基幹施設の
	診療所* (専攻医等の勤務に限定)

<sup>※</sup> 一般社団法人日本専門医機構の認定する専門医、同機構が承認するサブスペシャルティ学会 専門医、従来の学会認定の専門医の取得を目的とする勤務に限る。

#### (2) キャリア形成プログラム【旧プログラム】

平成28年度までに新規貸付を受けた方と、平成29年度に新規貸付を受けた 県内出身者の方が選択できるプログラムです。

貸付期間	6年	5年	4年
勤務を要する期間	9年	7.5年	6年
臨床研修病院群 <sup>※</sup>	2年	2年	2年
地域の病院群	3年以上	2.5年以上	2年以上
専門研修プログラム	地域の病院群と	地域の病院群と	地域の病院群と
を有する県内病院群	通算して7年	通算して5.5年	通算して4年

<sup>※</sup> 県外の基幹型臨床研修病院を選択した場合は、当該研修期間は猶予期間が適用され、義務年限には算定されない。また、当該臨床研修に要した年数を「いずれかの医療機関群」での勤務に振り替える必要がある(どの群でも可)。

医療機関群	カテゴリー
	① 新プログラムの地域A群の医療機関
	② 以下に掲げる3つの病院
地域の病院群	千葉市桜木園 (千葉市)
	船橋市立リハビリテーション病院(船橋市)
	柏市立柏病院(柏市)
	① 専門(後期)研修プログラムを有する県内病院
	専門医を取得するなどのキャリアアップを図るための勤務先
	を指します。
専門研修	なお、必ずしも専攻医として勤務する必要はありません。
プログラムを 有する	② 県内の専門研修プログラムの基幹施設の診療所
県内病院群	(専攻医等の勤務に限定)
2144 421412 2 21	当該診療所が策定した新プログラムの診療科別コースを基本
	として、旧プログラムの条件に合わせて作成したキャリア形成
	プランに沿って当該診療所に勤務した場合に限ります。

#### (3) キャリア形成プログラム【政策医療分野プログラム】

診療科別コースに基づき作成したキャリア形成プランに沿って勤務すること が条件のプログラムです(診療科別コースの選択は必須)。

貸付期間	6年	5年	4年		
勤務を要する期間	9年	7.5年	6年		
臨床研修病院群 <sup>※</sup>	2年	2年	2年		
	7年	5.5年	4年		
政策医療分野群	ただし、基本領域の専門医取得のための最低限の期間に				
以束达獠汀野研	限り政策医療分野群以外の医療機関群での勤務を政策医療				
	分野群での勤務期間として就業義務年限に算定する。				

<sup>※</sup> やむを得ない理由により、県外の基幹型臨床研修病院を選択した場合は、当該研修期間は猶予期間が適用され、義務年限には算定されない。また、当該臨床研修に要した年数を「政策医療分野群」での勤務に振り替える必要がある。

医療機関群	カテゴリー
政策医療分野群	① 産科 以下のいずれかの医療機関で、周産期専門医(母体・胎児)取得を目的とした勤務を行い、取得後も産科医として勤務すること。 ・ 県内の総合周産期母子医療センターに指定されている病院・ 県内の地域周産期母子医療センターに認定されている病院・ キャリア形成プログラム【新プログラム】における地域A群のうち、分娩を取扱っている病院 ・ 対生児科 以下のいずれかの医療機関で、周産期専門医(新生児)取得を目的とした勤務を行い、取得後も新生児科医として勤務すること。 ・ 県内の総合周産期母子医療センターに指定されている病院・ 県内の地域周産期母子医療センターに認定されている病院・ キャリア形成プログラム【新プログラム】における地域A群のうち、分娩を取扱っている病院 ・ オーリア形成プログラム【新プログラム】における地域A群のうち、分娩を取扱っている病院 ・ は、教急科 以下のいずれかの医療機関で、教急科専門医取得を目的とした勤務を行い、取得後も教急医として勤務すること。 ・ 県内の教命教急センターに指定されている病院・ 県内の教急基幹センターに位置付けられている病院・ 県内の教急基幹センターに位置付けられている病院・ 県内の教急基幹センターに位置付けられている病院・ 県内の教急基幹センターに位置付けられている病院・ 県内の教急基幹センターに位置付けられている病院・ 県内の教急基幹センターに位置付けられている病院・ 県内の教急基幹センターに位置付けられている病院・ 県内の教急基幹センターに位置付けられている病院・ 県内の教急基幹センターに位置付けられている病院
政策医療分野群 以外の医療機関群	① 県内の病院(政策医療分野群の病院を除く) ② 選択した診療科別コースにおける専門研修プログラムの 研修施設である県内の診療所

#### (4) キャリア形成プログラム【診療支援部門プログラム】

診療科別コースに基づき作成したキャリア形成プランに沿って勤務することが条件のプログラムです(診療科別コースの選択は必須)。

貸付期間		6年	5年	4年	
勤務を要する期間		9年	7.5年	6年	
臨床研	肝修病院群*	2年	2年	2年	
診療	支援部門群	7年	5.5年	4年	

<sup>※</sup> やむを得ない理由により、県外の基幹型臨床研修病院を選択した場合は、当該研修期間は猶予期間が適用され、義務年限には算定されない。また、当該臨床研修に要した年数を「診療支援部門群」での勤務に振り替える必要がある。

#### <医療機関群の説明>

カテゴリー			
1 放射線科 キャリア形成プログラム【新プログラム】の地域A群 又は県内の放射線科専門研修プログラムの研修施設に おいて、放射線科専門医取得を目的とした勤務を行い、 取得後も放射線科医として勤務すること。 ② 病理 キャリア形成プログラム【新プログラム】の地域A群 又は県内の病理専門研修プログラムの研修施設において、 病理専門医取得を目的とした勤務を行い、取得後も病理医 として勤務すること。 ③ 臨床検査 キャリア形成プログラム【新プログラム】の地域A群 又は県内の臨床検査専門研修プログラムの研修施設に			

本制度の趣旨は地域A群における勤務であり、地域A群の状況(医師の需要・受入体制)によっては、地域A群に配置されることになります。

#### ≪参考≫診療科別コース設定の条件

診療科別コースを設定する医療機関に対して、県が依頼している事項は次のとおりです。

#### (以下、抜粋)

キャリア形成プログラム【診療支援部門プログラム】の診療科別コースを設定するキャリア形成 支援機関は、キャリア形成プログラム【新プログラム】の地域A群と関係構築に努め、次の事項に配慮 すること。

ア 地域A群の状況(医師の需要・受入体制)に応じた医師の配置が可能なコース設定を行うこと。 イ 地域A群に対する、当該診療科に係る支援(医師の派遣・遠隔医療・オンライン診療・診療科に 係る相談等)を行うこと。

# (5) キャリア形成プログラム【小児科プログラム】

小児科を標榜している医療機関において、小児科専門医の取得を目的とした 勤務を行い、資格取得後も小児科医として勤務することを条件としたプログラム です。

貸付期間		6年	5年	4年	
勤務を要する期間		9年	7.5年	6年	
	臨床研修病院群 <sup>※</sup>	2年	2年	2年	
	小児A群	2年以上	2年以上	2年以上	
	小児B群	小児A群と通算	小児A群と通算	小児A群と通算	
	小光口杆	して4年以上	して3.5年以上	して3年以上	
	県内小児病院群	小児A群・B群と	小児A群・B群と	小児A群・B群と	
	赤内小元柄  沈併	通算して7年	通算して5.5年	通算して4年	

<sup>※</sup> やむを得ない理由により、県外の基幹型臨床研修病院を選択した場合は、当該研修期間は猶予期間が適用され、義務年限には算定されない。また、当該臨床研修に要した年数を「いずれかの医療機関群」での勤務に振り替える必要がある(どの群でも可)。

医療機関群	カテゴリー				
	① 医師少数区域における医療機関(病院、有床・無床診療所)				
	② 小児科の相対的医師少数区域における医療機関				
小児A群	(病院、有床・無床診療所)				
	③ 新プログラムの地域 A 群で定める、医師の確保を特に図るべき				
	区域等において、優先的な配置が必要な病院				
	医師の確保を特に図るべき区域等において配置が必要な、次の				
	医療機関(小児A群を除く)。				
小児B群	① 自治体病院				
/1 76 17 4十	② 地域医療支援病院				
	③ 専門研修プログラムの研修施設の病院*(専攻医等の勤務に限定)				
	④ 専門研修プログラムの基幹施設の診療所*(専攻医等の勤務に限定)				
	① 県内の病院(小児A群及び小児B群の病院を除く)				
県内小児	② 小児B群の④以外の県内の専門研修プログラムの基幹施設の				
病院群	診療所*(専攻医等の勤務に限定)				

<sup>※</sup> 一般社団法人日本専門医機構の認定する専門医、同機構が承認するサブスペシャルティ学会 専門医、従来の学会認定の専門医の取得を目的とする勤務に限る。

#### (6) キャリア形成プログラム【産科プログラム】

分娩を取扱っている医療機関において、産婦人科専門医の取得を目的とした 勤務を行い、資格取得後も分娩取扱医師として勤務することを条件とした プログラムです。

貸付期間		6年	5年	4年	
勤務を要する期間		9年	7.5年	6年	
	臨床研修病院群 <sup>※</sup>	2年	2年	2年	
	産科A群	2年以上	2年以上	2年以上	
	産科B群	産科A群と通算	産科A群と通算	産科A群と通算	
	)生代 D 件	して4年以上	して3.5年以上	産科A群と通算 して3年以上	
	県内産科病院群 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	産科A群・B群と	産科A群・B群と	産科A群・B群と	
	, 宋的连带例阮併	通算して7年	通算して5.5年	通算して4年	

<sup>※</sup> やむを得ない理由により、県外の基幹型臨床研修病院を選択した場合は、当該研修期間は猶予期間が適用され、義務年限には算定されない。また、当該臨床研修に要した年数を「いずれかの医療機関群」での勤務に振り替える必要がある(どの群でも可)。

医療機関群	カテゴリー				
	① 医師少数区域における医療機関(病院、有床・無床診療所)				
	② 産科の相対的医師少数区域における医療機関				
産科A群	(病院、有床・無床診療所)				
	③ 新プログラムの地域 A 群で定める、医師の確保を特に図るべき				
	区域等において、優先的な配置が必要な病院				
	医師の確保を特に図るべき区域等において配置が必要な、次の				
	医療機関(産科A群を除く)。				
産科B群	① 自治体病院				
生件口件	② 地域医療支援病院				
	③ 専門研修プログラムの研修施設の病院*(専攻医等の勤務に限定)				
	④ 専門研修プログラムの基幹施設の診療所*(専攻医等の勤務に限定)				
旧中本约	① 県内の病院(産科A群及び産科B群の病院を除く)				
県内産科	② 産科B群の④以外の県内の専門研修プログラムの基幹施設の				
病院群	診療所*(専攻医等の勤務に限定)				

<sup>※</sup> 一般社団法人日本専門医機構の認定する専門医、同機構が承認するサブスペシャルティ学会 専門医、従来の学会認定の専門医の取得を目的とする勤務に限る。

#### 5 キャリア形成プログラムの改正履歴

平成30年3月30日 キャリア形成プログラム策定

(新プログラム・旧プログラム)

令和2年1月20日 新プログラム・旧プログラム改正

政策医療分野プログラム策定

令和2年3月31日 新プログラム・旧プログラム改正

令和4年3月31日 診療支援部門プログラム策定

令和5年4月18日 キャリア形成プログラム改正(猶予)

令和5年10月30日 キャリア形成プログラム改正(県外臨床研修)

令和6年4月1日 キャリア形成プログラム改正(地域A群)

令和7年4月1日 小児科プログラム・産科プログラム策定

#### 第1 基幹型臨床研修病院一覧

(千葉市)千葉医療センター、千葉大学医学部附属病院、千葉県立病院群(千葉県がんセンター)、千葉市立青葉病院、千葉市立海浜病院、千葉メディカルセンター、千葉中央メディカルセンター

(習志野市) 千葉県済生会習志野病院、津田沼中央総合病院

(八千代市) 東京女子医科大学附属八千代医療センター

(船 橋 市) 船橋中央病院、船橋市立医療センター、セコメディック病院、 千葉徳洲会病院、船橋二和病院

(市 川 市) 国立国府台医療センター、行徳総合病院、東京歯科大学市川総合病院

(浦安市)東京ベイ浦安市川医療センター、順天堂大学医学部附属浦安病院

(松 戸 市) 松戸市立総合医療センター、新松戸中央総合病院、新東京病院、 千葉西総合病院

(流 山 市) 東葛病院

(柏 市) 名戸ヶ谷病院、柏厚生総合病院、東京慈恵会医科大学附属柏病院

(野田市)野田総合病院

(成 田 市) 成田赤十字病院、国際医療福祉大学成田病院

(佐 倉 市) 東邦大学医療センター佐倉病院、聖隷佐倉市民病院

(印 西 市) 日本医科大学千葉北総病院

(旭 市)総合病院国保旭中央病院

(東金市) 東千葉メディカルセンター

(鴨川市) 亀田総合病院

(木更津市) 国保直営総合病院君津中央病院

(市 原 市) 千葉労災病院、帝京大学ちば総合医療センター

令和7年4月1日時点

#### 第2 各プログラムにおける医療機関群

#### 1 新プログラム

#### (1)地域A群

#### ア 医師少数区域における医療機関(病院、有床・無床診療所)

山武長生夷隅及び君津保健医療圏に位置している、病院、有床診療所、無床診療所の全て。

保健医療圏	構成市町村
山武長生 夷隅	茂原市、東金市、勝浦市、山武市、いすみ市、大網白里市、 山武郡九十九里町、芝山町、横芝光町、長生郡一宮町、睦沢町、 長生村、白子町、長柄町、長南町、夷隅郡大多喜町、御宿町
君津	木更津市、君津市、富津市、袖ケ浦市

#### イ 医師の確保を特に図るべき区域等において優先的な配置が必要な病院

(香 取 市) 千葉県立佐原病院、香取おみがわ医療センター

(多 古 町) 国保多古中央病院

(東 庄 町) 東庄町国民健康保険東庄病院

(銚子市) 銚子市立病院

(匝 瑳 市) 国保匝瑳市民病院

(南房総市) 南房総市立富山国保病院

(鋸 南 町) 鋸南町国民健康保険鋸南病院

(鴨川市)鴨川市立国保病院

(市 原 市) 千葉県循環器病センター

令和7年4月1日時点

#### (2) 地域B群

医師の確保を特に図るべき区域等において配置が必要な、次の医療機関。 ただし、地域A群を除く。

#### ア 自治体病院

(船 橋 市) 船橋市立医療センター、船橋市立リハビリテーション病院

(松戸市) 松戸市立総合医療センター

(柏 市) 柏市立柏病院

(旭 市)総合病院国保旭中央病院

令和7年4月1日時点

#### イ 地域医療支援病院

(市 川 市) 国立国府台医療センター、東京歯科大学市川総合病院

(船 橋 市) 船橋市立医療センター

(習志野市) 千葉県済生会習志野病院

(八千代市) 東京女子医科大学附属八千代医療センター

(浦安市)順天堂大学医学部附属浦安病院、東京ベイ・浦安市川医療センター

(松 戸 市) 松戸市立総合医療センター、千葉西総合病院

(柏 市) 東京慈恵会医科大学附属柏病院

(成 田 市) 成田赤十字病院

(佐 倉 市) 東邦大学医療センター佐倉病院

(印 西 市) 日本医科大学千葉北総病院

(旭 市)総合病院国保旭中央病院

(鴨川市) 亀田総合病院

(市 原 市) 千葉労災病院、帝京大学ちば総合医療センター

令和7年4月1日時点

- ウ 専門研修プログラムの研修施設の病院\*1\*2
- エ 専門研修プログラムの基幹施設の診療所※1※2

#### (3) 県内病院群

- ア 県内の病院(地域A群及び地域B群の病院を除く)
- イ 地域B群のエ以外の県内の専門研修プログラムの基幹施設の診療所<sup>※1</sup>
- ※1 一般社団法人日本専門医機構の認定する専門医、同機構が承認するサブスペシャルティ学会 専門医、従来の学会認定の専門医の取得を目的とする勤務に限ります。
- ※2 具体的な医療機関名は、各診療科別コースの地域B群欄を参照してください。希望の診療科別コースがなく、オリジナルコースを作成する場合は、「専門医取得を目的とする勤務であるかどうか」を専門研修のプログラム管理者等に確認してください。

(不明なことがあれば、県担当者にご相談ください。)

#### 2 政策医療分野プログラム

#### (1)政策医療分野群

#### ア 産科・新生児科

#### (ア)総合周産期母子医療センター

(千葉市) 千葉大学医学部附属病院

(八千代市) 東京女子医科大学附属八千代医療センター

(鴨川市) 亀田総合病院

#### (イ) 地域周産期母子医療センター

(千葉市) 千葉県こども病院、千葉市立海浜病院

(船橋市) 船橋中央病院

(浦安市)順天堂大学医学部附属浦安病院

(松 戸 市) 松戸市立総合医療センター

(成 田 市) 成田赤十字病院

(佐 倉 市) 東邦大学医療センター佐倉病院

(旭 市)総合病院国保旭中央病院

(木更津市) 国保直営総合病院君津中央病院

#### (ウ) 地域 A 群のうち分娩を取扱っている病院

(東 金 市) 東千葉メディカルセンター

(山 武 市) さんむ医療センター (現在、分娩休止中)

(木更津市) 国保直営総合病院君津中央病院、加藤病院、薬丸病院

令和7年4月1日時点

#### イ 救急科

#### (ア) 救命救急センター

(千葉市) 千葉県総合救急災害医療センター、千葉大学医学部附属病院

(八千代市) 東京女子医科大学附属八千代医療センター

(船 橋 市) 船橋市立医療センター

(浦安市)順天堂大学医学部附属浦安病院、東京ベイ・浦安市川医療センター

(松 戸 市) 松戸市立総合医療センター

(柏 市) 東京慈恵会医科大学附属柏病院

(成 田 市) 成田赤十字病院

(印 西 市) 日本医科大学千葉北総病院

(旭 市)総合病院国保旭中央病院

(東金市) 東千葉メディカルセンター

(鴨川市) 亀田総合病院

(木更津市) 国保直営総合病院君津中央病院

(市 原 市) 帝京大学ちば総合医療センター

#### (イ) 救急基幹センター

(千葉市) 千葉メディカルセンター

(香 取 市) 千葉県立佐原病院

(市 原 市) 千葉県循環器病センター 令和7年4月1日時点

#### 3 診療支援部門プログラム

#### (1)診療支援部門群

#### ア 放射線科 (県内の放射線科専門研修プログラムの研修施設)

(千 葉 市) 千葉大学医学部附属病院、千葉医療センター、山王病院、 量子科学技術研究開発機構QST病院、千葉県がんセンター、 ちば県民保健予防財団総合健診センター

(習志野市) 谷津保健病院

(八千代市) 東京女子医科大学附属八千代医療センター

(船 橋 市) 船橋市立医療センター

(市川市) 東京歯科大学市川総合病院

(浦安市)順天堂大学医学部附属浦安病院

(柏 市) 国立がん研究センター東病院、東京慈恵会医科大学附属柏病院、

(成 田 市) 成田赤十字病院、国際医療福祉大学成田病院

(佐 倉 市) 東邦大学医療センター佐倉病院、聖隷佐倉市民病院

(印 西 市) 日本医科大学千葉北総病院

(旭 市)総合病院国保旭中央病院

(鴨川市) 亀田総合病院

(木更津市) 国保直営総合病院君津中央病院

(市 原 市) 千葉労災病院、帝京大学ちば総合医療センター

令和6年10月24日時点

#### イ 病理(県内の病理専門研修プログラムの研修施設)

(千 葉 市) 千葉大学医学部附属病院、千葉医療センター、 千葉県こども病院、千葉県がんセンター、千葉市立青葉病院、 千葉市立海浜病院、千葉メディカルセンター、 みつわ台総合病院、千葉県総合救急災害医療センター

(八千代市) 東京女子医科大学附属八千代医療センター

(鎌ケ谷市) 鎌ケ谷総合病院

(船 橋 市) 船橋中央病院、船橋二和病院、船橋市立医療センター

(市 川 市) 国際医療福祉大学市川病院

(浦安市)順天堂大学医学部附属浦安病院、東京ベイ・浦安市川医療センター

(柏 市) 国立がん研究センター東病院

(松 戸 市) 松戸市立総合医療センター、千葉西総合病院

(成 田 市) 成田赤十字病院、国際医療福祉大学成田病院

(佐 倉 市) 東邦大学医療センター佐倉病院、聖隷佐倉市民病院

(印 西 市) 日本医科大学千葉北総病院

(富 里 市) 成田富里徳洲会病院

(旭 市)総合病院国保旭中央病院

(鴨川市) 亀田総合病院

(木更津市) 国保直営総合病院君津中央病院

(市 原 市) 千葉労災病院、帝京大学ちば総合医療センター

令和6年10月24日時点

#### ウ 臨床検査(県内の臨床検査専門研修プログラムの研修施設)

(千 葉 市) 千葉大学医学部附属病院、千葉県がんセンター、 ちば県民保健予防財団総合健診センター

(浦安市) 順天堂大学医学部附属浦安病院

(流 山 市) 東葛病院

(佐 倉 市) 東邦大学医療センター佐倉病院

(鴨川市) 亀田総合病院

令和6年10月24日時点

#### 4 小児科プログラム

#### (1) 小児A群

#### ア 医師少数区域における医療機関 (病院、有床・無床診療所)

山武長生夷隅及び君津保健医療圏に位置している病院、有床診療所、無床 診療所の全て。

イ 小児科の相対的医師少数区域における医療機関(病院、有床・無床診療所) 東葛南部、東葛北部、山武長生夷隅及び君津保健医療圏に位置している、 病院、有床診療所、無床診療所の全て。

区分	保健医療圏	構成市町村		
医師少数区域 • 相対的医師 少数区域	山武長生 夷隅	茂原市、東金市、勝浦市、山武市、いすみ市、 大網白里市、山武郡九十九里町、芝山町、 横芝光町、長生郡一宮町、睦沢町、長生村、 白子町、長柄町、長南町、夷隅郡大多喜町、 御宿町		
	君津	木更津市、君津市、富津市、袖ケ浦市		
相対的医師 少数区域	東葛南部	市川市、船橋市、習志野市、八千代市、鎌ケ谷 市、浦安市		
少数区域	東葛北部	松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市		

## ウ 新プログラムの地域 A 群で定める、医師の確保を特に図るべき区域等に おいて、優先的な配置が必要な病院

(香 取 市) 千葉県立佐原病院、香取おみがわ医療センター

(多 古 町) 国保多古中央病院

(東 庄 町) 東庄町国民健康保険東庄病院

(銚子市) 銚子市立病院

(鴨川市)鴨川市立国保病院

(市 原 市) 千葉県循環器病センター

令和6年4月1日時点

#### (2) 小児B群

医師の確保を特に図るべき区域等において配置が必要な次の医療機関。ただし、 小児A群を除く。

#### ア 自治体病院

(旭 市)総合病院国保旭中央病院

令和6年4月1日時点

#### イ 地域医療支援病院

- (成 田 市) 成田赤十字病院
- (佐 倉 市) 東邦大学医療センター佐倉病院
- (印 西 市) 日本医科大学千葉北総病院
- (旭 市)総合病院国保旭中央病院
- (鴨川市) 亀田総合病院
- (市 原 市) 千葉労災病院、帝京大学ちば総合医療センター

令和6年4月1日時点

- ウ 専門研修プログラムの研修施設の病院※1※2
- エ 専門研修プログラムの基幹施設の診療所※1※2

#### (3) 県内小児病院群

- ア 県内の病院(小児A群及び小児B群の病院を除く)
- イ 小児B群のエ以外の県内の専門研修プログラムの基幹施設の診療所※1
- ※1 一般社団法人日本専門医機構の認定する専門医、同機構が承認するサブスペシャルティ学会 専門医、従来の学会認定の専門医の取得を目的とする勤務に限ります。
- ※2 具体的な医療機関名は、各診療科別コースの小児B群欄を参照してください。希望の診療科別コースがなく、オリジナルコースを作成する場合は、「専門医取得を目的とする勤務であるかどうか」を専門研修のプログラム管理者等に確認してください。

(不明なことがあれば、県担当者にご相談ください。)

#### 5 産科プログラム

#### (1) 産科A群

#### ア 医師少数区域における医療機関(病院、有床・無床診療所)

山武長生夷隅及び君津保健医療圏に位置している病院、有床診療所、無床診療所の全て。

#### イ 産科の相対的医師少数区域における医療機関(病院、有床・無床診療所)

東葛北部及び香取海匝保健医療圏に位置している病院、有床診療所、無床 診療所の全て。

区分	保健医療圏	構成市町村				
医師少数区域	山武長生 夷隅	茂原市、東金市、勝浦市、山武市、いすみ市、 大網白里市、山武郡九十九里町、芝山町、 横芝光町、長生郡一宮町、睦沢町、長生村、 白子町、長柄町、長南町、夷隅郡大多喜町、 御宿町				
	君津	木更津市、君津市、富津市、袖ケ浦市				
相対的医師 少数区域	東葛北部	松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市				
	香取海匝	銚子市、旭市、匝瑳市、香取市、神崎町、 多古町、東庄町				

## ウ 新プログラムの地域 A 群で定める、医師の確保を特に図るべき区域等に おいて、優先的な配置が必要な病院

対象施設なし

令和6年7月1日時点

#### (2) 産科B群

医師の確保を特に図るべき区域等において配置が必要な次の医療機関。ただし、 産科A群を除く。

#### ア 自治体病院

(船 橋 市) 船橋市立医療センター

令和6年7月1日時点

#### イ 地域医療支援病院

- (市川市) 東京歯科大学市川総合病院
- (船 橋 市) 船橋市立医療センター
- (八千代市) 東京女子医科大学附属八千代医療センター
- (浦安市)順天堂大学医学部附属浦安病院、東京ベイ・浦安市川医療センター
- (成 田 市) 成田赤十字病院
- (佐 倉 市) 東邦大学医療センター佐倉病院
- (印 西 市) 日本医科大学千葉北総病院
- (鴨川市) 亀田総合病院
- (市 原 市) 千葉労災病院、帝京大学ちば総合医療センター

令和6年7月1日時点

- ウ 専門研修プログラムの研修施設の病院\*1\*2
- エ 専門研修プログラムの基幹施設の診療所※1※2

#### (3) 県内産科病院群

- ア 県内の病院 (産科A群及び産科B群の病院を除く)
- イ 産科B群のエ以外の県内の専門研修プログラムの基幹施設の診療所\*1
- ※1 一般社団法人日本専門医機構の認定する専門医、同機構が承認するサブスペシャルティ学会 専門医、従来の学会認定の専門医の取得を目的とする勤務に限ります。
- ※2 具体的な医療機関名は、各診療科別コースの産科B群欄を参照してください。希望の診療科別コースがなく、オリジナルコースを作成する場合は、「専門医取得を目的とする勤務であるかどうか」を専門研修のプログラム管理者等に確認してください。

(不明なことがあれば、県担当者にご相談ください。)

# VI よくある問合せ

#### 千葉県医師修学資金貸付制度について

- 問1 この貸付制度の目的は何でしょうか?
- 答1 千葉県医師修学資金貸付制度は、千葉県内の医療機関で働く医師の確保を目的 とした制度です。

「貸付け」という形を取ってはいますが、特段の事情がある場合を除き、 貸付けを受けた全ての方が、規定の期間、返還免除要件に沿った勤務を行い、 返還が免除されることを基本とした制度となっています。

#### 問2 義務履行した年数に応じて、債務は減っていきますか?

答2 貸付期間の1.5倍の期間、特定病院等で勤務した時に、初めて債務が免除 されます。義務履行年数に応じて債務が減ることはありません。

#### 問3 貸付金の用途は決められているのでしょうか?

答3 用途の制限は、特にありません。

# 問4 在学期間の途中まで(例えば、4年生まで)貸付けを受けることは、可能でしょうか?

答4 不可です。この貸付制度は、「正規の修業期間を経過するまでの期間」に対して 貸付けを行います。したがって、貸付決定を受けた場合、6年生までは貸付けを 受けることとなります

例外として、例えば留年などで同じ学年が連続する場合、6年生を迎える前に 貸付期間が満了します。

#### ≪例\_1年生で貸付けを受けて、5年生で留年した場合≫

学年	1 年生	2 年生	3 年生	4 年生	5 年生	5 年生	6年生
貸付	1年目	9年日	3年目	4年日	5年目	貸付期間	貸付け
期間	(貸付開始)	2年目	3 平日	4年目	(留年)	満了	なし

#### 問5 他の奨学金制度などとの併用は可能でしょうか?

答5 併用の制限は設けていません。ただし、他の奨学金制度で定められた条件など (勤務条件や返還猶予など)が、千葉県医師修学資金貸付制度の返還免除に支障 をきたすことがないか、よく確認ください。

#### 問6 診療科の限定はありますか?

答6 原則、診療科は限定していません。県内の専門研修を行う多くの医療機関が 診療科別コースを策定しており、19の基本領域(診療科)すべてのコースが あります。

## 在学中のあれこれ

- 問1 貸付金の振込は、いつになりますか?
- 答1 毎月25日に振込みを行います。土日祝の場合は、前営業日に振り込みます。

#### 問2 貸付金の振込日を変更することはできますか?

答2 貸付対象者全員に対して、一括で振込手続きを行うため、個別に振込日を変更 することはできません。

#### 問3 在学中に留年・休学した場合は、貸付けは取り消されるのですか?

答4 留年・休学により貸付けが取り消されることはありません。休学中においては、 休学した日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで貸付けを 行いません。

### 問4 医師国家試験が不合格だとどうなりますか?

答4 返還が免除されるためには、大学を卒業した日の属する月の翌月の初日から 起算して1年3月以内に医師の免許を取得する必要があります。現行の医師国家 試験の場合、連続2回不合格になると、貸付金を返還していただくことになり ます。

また、2回目の試験で合格となった場合でも、免許の申請手続きが遅れ、 1年3月以内の免許取得ができない場合は、返還していただくこととなります ので、速やかに手続きを行うようお願いします。

## 臨床研修の選択について

- 問1 臨床研修病院はどのように選択すればいいですか?
- 答1 医師修学資金貸付制度を利用していない医学部生と同様、医師臨床研修 マッチング協議会が実施するマッチングに参加していただきます。

#### 問2 臨床研修病院は、どこを選択しても良いですか?

答2 原則、県内の基幹型臨床研修病院の研修プログラムに参加してください。 やむを得ない事情がある場合は、県外の基幹型臨床研修病院を選択することが できます。ただし、この場合は、当該研修期間に猶予期間が適用され、義務年限 には算定されません。また、当該研修に要した年数を「いずれかの医療機関群」 での勤務に振り替える必要があります。

## 勤務を要する期間について

- 問1 地域A群の病院で臨床研修を2年間受けました。新プログラムを選択した場合、 今後、地域A群での勤務は不要ですか?
- 答1 臨床研修は、勤務の場所を問わず「臨床研修病院群」での勤務として算定しますので、地域A群の勤務として算定されません。したがって、臨床研修後に、地域A群で2年間の勤務が必要です(18頁参照)。

なお、県内の臨床研修病院における臨床研修プログラムに基づき、県外の病院 に勤務した場合であっても「臨床研修病院群」として算定します。

## キャリア形成プログラムについて

- 問1 キャリア形成プログラムの選択は、どのように行えばよいですか?
- 答1 希望する診療科などに基づき、ご自身で決定いただきます。臨床研修2年目の 冬頃に、希望するキャリア形成プログラムを県から照会しますので、その照会 への回答を以ってプログラムが決定します。

## 問2 キャリア形成プログラムの変更はできますか?

答2 適宜変更可能です。留意点として、これまでの勤務実績は、変更後のキャリア 形成プログラムに基づき改めて算定します。その結果、変更前の就業実績が猶予 扱いになってしまう場合がありますので、留意ください。

特に、診療科を限定しているプログラム(政策、診療、小児、産科)から 新プログラムに変更する場合は、注意が必要です。

- 問3 政策医療分野プログラムを選択した場合、地域A群や地域の病院での勤務は不要ですか?
- 答3 基本的に、県内の周産期母子医療センターや救命救急センターにおける勤務 のみで義務履行を目指すことができます。したがって、必ずしも地域A群で勤務 する必要はありません(20頁参照)。
- 問4 診療支援部門プログラムを選択した場合、地域A群や地域の病院での勤務は不要ですか?
- 答4 当該診療科(放射線科、病理、臨床検査)専門研修プログラムの研修施設に おける勤務のみで、義務履行を目指すことができます。したがって、必ずしも 地域A群で勤務する必要はありません。

ただし、当該プログラムは、地域A群に対する当該診療科に係る支援を目的の 1つとしているため、地域A群の状況(医師の需要・受入体制)によっては、 地域A群で勤務することになります(21頁参照)。

## 診療科別コースの選択について

- 問1 診療科別コースは、いつ、どのように選択すればよいですか?
- 答1 キャリア形成プログラムの選択(「キャリア形成プログラムについて」問1)と同時に、希望する診療科別コースについて照会し、決定します。



## 猶予期間について

- 問1 返還の免除要件を満たす前に、大学院への進学や留学等、又は出産、育児や 病気のために医師の業務に従事できない場合、どのような手続きを取ればよい ですか?
- 答1 貸付期間満了時に、全員が猶予申請書を提出します。その際、貸付期間の 1.5倍の期間に加えて、4年の期間を加算しますので、その範囲内で返還免除 の要件を満了する予定であれば、猶予加算の申請は不要です。「臨床研修中断等 届」のみを提出してください。出産、育児など、猶予加算の要件に該当する場合 で、猶予の加算を希望する場合は、「修学資金返還猶予申請書」を併せて提出して ください(9参照)。
- 問2 専門研修の過程で、県外の医療機関などに勤務する期間がある場合、 どのような扱いになりますか?
- 答2 猶予期間を適用します。なお、基幹施設が県内の医療機関の場合に限り、当該 勤務に係る猶予期間を加算することが可能です。

ただし、転科した場合やダブルボードを取得する場合であっても、1領域に限り適用可能です(9参照)。

## 制度離脱について

- 問1 この貸付制度を離脱(辞退)する場合のペナルティはありますか?
- 答1 借り受けた修学資金を一括で返還いただきます。返還時期は、返還事由が 生じた日の属する月の翌月の末日までです(12頁参照)。

このほか、大学の推薦を受けて医師修学資金を申し込まれている場合は、在学 している大学にも必ず確認ください。

- 問2 返還免除の要件を満たさなかった場合、勤務した期間に応じて、返還金額が 減額されますか?例えば、義務年限9年間のところ、3年間勤務した場合、返還 金額のうち、3分の1は免除されますか?
- 答2 返還免除を受けるために必要な期間の勤務を行わなかった場合には、それまで の勤務期間にかかわらず、貸付金額の全額を一括して返還していただきます (12頁参照)。
- 問3 専門医資格の取得ができなくなると聞いたことがあるのですが。
- 答3 この貸付制度から正当な理由なく離脱し、県が離脱に同意していない場合 (いわゆる、不同意離脱)には、日本専門医機構による専門医の認定がされない 可能性があります。また、不同意離脱者を採用した病院は、厚生労働省からの 補助金を減額される場合があります。

#### 問4 貸付金を返還する場合、利息がつきますか?

答4 平成30年度以降の貸付決定者には、修学資金の貸付けを受けた日の翌日から 最後に貸付けを受けた日までの間、年10%の利息が付きます。

また、返還すべき日までに返還しなかった場合は、貸付決定年度に関わらず 年14.5%の延滞利子がつきます(10頁参照)。

「利息」と「延滯利子」は異なりますので、注意してください。

#### 問5 利息の金額はどのくらいになりますか?

答5 6年間の貸付けによる実際の利息総額は、月20万円の貸付けを受けた場合は、 約425万円、月15万円の貸付けを受けた場合は、約320万円となります (10頁参照)。

## 連帯保証人について

- 問1 連帯保証人は、必ず2名選任しなければなりませんか?
- 答1 必ず2名選任いただきます。2名を選任することができない場合は、貸付けの申請を行うことはできません。

### 問2 連帯保証人の2名は、申請者の両親でよろしいでしょうか?

答2 不可です。1名を申請者の親にした場合、もう1名は、原則、独立の生計を 営み、修学資金の返還の責任を負うことができる、親以外の方を選任する必要が あります。

なお、申請者と連帯保証人が生計を一にしていることは問題ありません。2名の連帯保証人について、それぞれが独立している必要があります。

### 問3 「独立の生計を営む」とは、具体的にどのような場合でしょうか?

答3 原則、別居していることを指します。ただし、住所が同じ場合であっても、 世帯が分かれていれば、連帯保証人になることが可能です(ただし、両親同士は 不可)。

## 問4 別居している両親同士であれば、双方が連帯保証人になることはできますか?

答4 不可です。両親におかれましては、別居している場合であっても、両親お二人 が連帯保証人になることはできません。

## 問5 離婚した親同士で、連帯保証人になることはできますか?

答 5 独立の生計を営み、修学資金の返還の責任を負うことができる場合は可能です。 同一世帯の場合は、連帯保証人になることはできません。

### 問6 民間の保証会社を連帯保証人とすることは可能でしょうか?

答6 不可です。独立の生計を営み、修学資金の返還の責任を負うことができる人物 を選任ください。

#### 問7 申請者が18歳の場合は、成人でしょうか。未成年でしょうか?

答7 18歳以上の場合は、成人となります。

## 問8 申請者は既に成人(18歳以上)していますが、連帯保証人のうち、1名を 親にすることは可能でしょうか?

答8 可能です。申請者が成人していない場合は、2名のうち1名を必ず親(親権者) にしていただく必要がありますが、成人している場合は、これに限りません。

#### 問9 連帯保証人に収入や職業の審査はありますか?

答9 収入や職業の審査はありません。修学資金の返還の支払いの責任を負うことができる資力を有する方であれば、連帯保証人になることが可能であり、例えば年金受給者の方であっても、返還の責任を負うことができる方であれば構いません。

### 問10 連帯保証人は、途中で変更することはできますか。

答10 可能です。連帯保証人としての要件を満たす方への変更であって、必要な書類 を提出いただければ、いつでも変更することができます。

## その他

- 問1 本人が死亡した場合はどうなりますか。
- 答1 個々の状況で判断します。一般的には、医師の業務に従事する期間又は臨床 研修を受けている期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する 心身の故障のため業務を継続することができなくなったときは、修学資金の返還 及びその利息の支払の債務が免除されます。

なお、業務上の事由の判別は、労務災害の認定などが考えられますが、ご親族 や勤務先への聞き取りなど、慎重に判断します。

# Ⅶ 様式記載例

第一号様式 (第三条)

# 記 載 例

修学資金貸付申請書

令和○年○月○○日

## 千葉県知事 熊谷 俊人 様

- ・申請者及び連帯保証人の印影が必要です。
- ・連帯保証人の印影は、印鑑証明書で証明された印影(実印)としてください。
- ・申請者の印影は、実印である必要はありません。

申請者氏名 千葉 太朗

押印

連帯保証人氏名 千葉 一朗



連帯保証人氏名 県庁 花子



修学資金の貸付けを受けたいので、千葉県医師修学資金貸付条例第5条第1項の規定により、 関係書類を添えて申請します。

申	ふ 氏	り	が	な名	ちば たろう         千葉 太朗       郵便番号も記入してください。       申請者本人の連絡先(可能な限り携帯番号)			
請	住及	び電	話釆	所景	〒000-0000 <u>を記入してください。</u> 千葉県〇〇市〇〇1-1-1 電話 000 ( 0000 ) 0000			
者		年	用 月	日	平成〇〇年〇〇月〇〇日       大学名       〇〇大学医学部医学科 (年齢〇〇歳) 申請時点の年齢としてください。			
修学	2 資	金(	り種	類	<ol> <li>長期支援コース修学資金</li> <li>ふるさと医師支援コース修学資金</li> <li>小児科コース修学資金</li> <li>産婦人科コース修学資金         <ul> <li>(該当するものを○で囲んでください。)</li> </ul> </li> </ol>			
貸作	寸 耳	ョ請	金	額	貸付期間の総額を記載してください。 国公立大学: <b>10,800,000円</b> /私立大学: <b>14,400,000円</b>			
貸作	寸 目	ョ 請	期	間	令和 8 年 4 月から令和 14 年 3 月まで (修学期間 令和 8 年 4 月から令和 14 年 3 月まで)			
振並				号				
(本人名義のもの)					預金種別(普通)・当座) 口座番号 1234567			
希望	希望する診療科 〇〇科 現時点で希望する診療科を記入してください。							
注 連帯保証人が法人である法定代理人の場合にあっ 希望する診療科がない場合は「未定」としてください。								

メールアドレス ●●●●@●●.●●.●●

メールアドレスを記入してください。

のは「連帯保証人名称及び代表者の氏名」と読み替えて記入すること。

第二号様式 (第三条第一号)

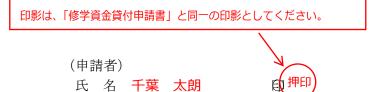
## 記 載 例

誓 約 書

私は、修学資金の貸付けを受けるに当たり、千葉県医師修学資金貸付条例及び千葉県医師修 学資金貸付条例施行規則の規定に従うことを誓約します。

令和○年○月○○日

千葉県知事 熊谷 俊人 様



私どもは、上記申請者の連帯保証人として、申請者に誓約どおり履行させるとともに、申請者の債務を連帯して負担します。

#### ■連帯保証人について

- ・ 連帯保証人は、独立の生計を営み、修学資金の 返還の支払いの責任を負うことができる資力を 有する者として、2名必要です。
- 独立の生計を営む場合とは、原則、別居して いることを指します。
- ・ 配偶者は同一生計とみなします。別居している場合であっても不可です。
- ・ 申請者が未成年(18歳未満)の場合、1名は 法定代理人(親権者等)としてください。

成年(18歳上)の場合は、これに限りません。

#### ■記載上の注意

- ・ 連帯保証人の記入項目は、<mark>印鑑証明書の記載事項と一致するよう記入</mark>してください。
- ・ 印影は、必ず<mark>印鑑証明書で証明されている印影</mark>(実印) としてください。

※疑問等があれば、事前に県の担当者に確認し、記入 してください。

#### (連帯保証人)

住 所 千葉県〇〇市〇〇1-1-1

氏 名 千葉 一朗



職業会社員

生年月日 昭和〇〇年〇〇月〇〇日生(〇〇歳)

申請者との関係 〇〇

電話番号 000 (0000) 0000

(連帯保証人)

住 所 千葉県〇〇市〇〇2-2-2

氏 名 県庁 花子



職業自営業

生年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日生(〇〇歳)

申請者との関係 〇〇

電話番号 000 (0000) 0000

注 連帯保証人が法人である法定代理人の場合にあっては、様式中「氏名」とあるのは「名称 及び代表者の氏名」と読み替えて記入することとし、「職業」及び「生年月日 年 月 日生 ( 歳)」については記入しないこと。

## 記 載 例

同 意 書

私は、修学資金の貸付けを受けるに当たり、千葉県医師修学資金貸付条例及び千葉県医師修 学資金貸付条例施行規則に従うこととし、キャリア形成卒前支援プラン及びキャリア形成 プログラムについて、その内容を確認の上、適用に同意します。

令和○年○月○○日

千葉県知事 熊谷 俊人 様

(申請者)

押印は不要です。

氏 名 千葉 太朗

私は、上記申請者の連帯保証人として、申請者が千葉県医師修学資金貸付条例及び千葉県医師修学資金貸付条例施行規則に従うこと、また、キャリア形成卒前支援プラン及びキャリア形成プログラムについて、その内容を確認の上、申請者に適用されることに同意します。

#### (連帯保証人)

住 所 千葉県〇〇市〇〇1-1-1

氏 名 千葉 一朗

軍軍

職業会社員

生年月日 昭和〇〇年〇〇月〇〇日生(〇〇歳)

申請者との関係 〇〇

電話番号 000 (0000) 0000

- ・ 連帯保証人の記入項目は、印鑑証明書及び 「誓約書」(第二号様式)の記載事項と一致 するよう記入してください。
- ・ 印影は、印鑑証明書で証明されている印影 (実印)としてください。

- 注 1 申請者が未成年の場合は、連帯保証人は誓約書に記入されている連帯保証人のうち 法定代理人(親権者等)を記入すること。
  - 2 申請者が成年の場合は、連帯保証人は誓約書に記入されている連帯保証人のうち1名 を記入すること。

# VIII 条例/施行規則

## 千葉県医師修学資金貸付条例

平成二十年十月二十一日条例第四十五号

#### 改正

平成二一年 三月 六日条例第一八号 平成二二年 三月二六日条例第一三号 平成二六年 三月二五日条例第三一号 平成二七年 三月二五日条例第三一号 平成二八年 三月二三日条例第一九号 平成三〇年 三月二三日条例第一一号 令和 二年 三月二二日条例第三一号 令和 四年一〇月二一日条例第三一号 令和 六年一〇月一八日条例第三五号 令和 七年 三月 七日条例第三五号 令和 七年一〇月一〇日条例第三五号

(目的)

第一条 この条例は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する大学(以下「大学」という。)において医学を履修する課程(同法第九十七条に規定する大学院において医学を履修する課程を除く。以下同じ。)に在学している者に対し、予算の範囲内で大学における修学に要する資金(以下「修学資金」という。)を貸し付けることにより、県内において医師の業務に従事しようとする者を確保し、もって本県における安定的な医療の提供体制の整備を図ることを目的とする。

(貸付けの対象)

- **第二条** 知事は、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める修学資金を貸し付けることができる。
  - 一 大学(県外に所在する大学にあっては、知事が定めるものに限る。)において医学を 履修する課程に在学している者であって、将来県内の病院(医療法(昭和二十三年法律 第二百五号)第一条の五第一項に規定する病院をいう。以下同じ。)又は診療所(同条第 二項に規定する診療所をいう。以下同じ。)において医師の業務に従事しようとするも の 長期支援コース修学資金
  - 二 県外に所在する大学において医学を履修する課程に在学している者(県内に住所を有する者その他規則で定める者に限る。)であって、将来県内の病院又は診療所において 医師の業務に従事しようとするもの ふるさと医師支援コース修学資金
- 2 知事は、長期支援コース修学資金又はふるさと医師支援コース修学資金の貸付けを受けている者のうち、大学において医学を履修する課程に三年以上在学している者その他知事が定める者であって、次の各号に掲げるものに対し、これらの修学資金に加算して、当該各号に定める修学資金を貸し付けることができる。
  - 一 将来県内の病院又は診療所の小児科において医師の業務に従事しようとするもの 小

児科コース修学資金

- 二 将来県内の病院又は診療所の産婦人科又は産科において医師の業務に従事しようとするもの 産婦人科コース修学資金
- 3 知事は、第一項各号に規定する修学資金のうちいずれか一方の修学資金の貸付けを受けようとする者又は貸付けを受けた者に対しては、他方の修学資金を貸し付けることができない。
- 4 知事は、第二項各号に規定する修学資金のうちいずれか一方の修学資金の貸付けを受けようとする者又は貸付けを受けた者に対しては、他方の修学資金を貸し付けることができない。

(貸付金額等)

第三条 修学資金の貸付金額は、次の表のとおりとする。

区分	貸付金額
	月額十五万円(私立の大学に在学
長期支援コース修学資金	している者にあっては、月額二十
	万円)
ふるさと医師支援コース修学資金	月額十五万円
小児科コース修学資金	月額五万円
産婦人科コース修学資金	月額五万円

2 修学資金には、規則で定めるところにより、貸付けを受けた額につき年十パーセントの割合で計算した利息を付するものとする。

(貸付期間等)

第四条 修学資金の貸付期間は、次条第二項の規定による貸付けの決定の通知において定められる月から当該修学資金の貸付けを受けようとする者に係る正規の修業期間を経過する日の属する月までの期間とし、毎月本人に貸し付けるものとする。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(貸付けの申請及び決定)

- **第五条** 修学資金の貸付けを受けようとする者は、規則で定めるところにより、連帯保証人 二名を立て、知事に申請しなければならない。
- 2 知事は、前項の申請があったときは、選考の上、貸付けの可否を決定し、その旨を本人に通知するものとする。

(貸付けの決定の取消し等)

- 第六条 知事は、修学資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)に次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、前条第二項の規定による貸付けの決定を取り消すものとする。この場合において、知事は、当該事由が生じた日の属する月の翌月分から修学資金の貸付けを行わないものとする。
  - 一 死亡したとき。
  - 二退学したとき。
  - 三 心身の故障のため修学の見込みがないと認められたとき。
  - 四 修学資金の貸付けを受けることを辞退したとき。
  - 五 その他修学資金の貸付けの目的を達成する見込みがないと認められたとき。

- 2 知事は、借受人が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は当該処分を受けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸付けを行わないことができる。
- 3 知事は、借受人が正当な理由がなくて、この条例に基づく規則の規定により提出すべきものとされた届出、報告等を提出しないときは、修学資金の貸付けを一時保留することができる。

(返還)

- 第七条 借受人は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、当該事由が生じた 日の属する月の翌月の末日までに、借り受けた修学資金に利息を付してこれを返還しなけ ればならない。
  - 一 貸付期間が満了したとき。
  - 二 前条第一項の規定により、修学資金の貸付けの決定が取り消されたとき。
  - 三 次条第一項の規定により返還の債務の免除を受ける前に、死亡し、又は同項の規定による返還の債務の免除(同項第一号から第六号までに該当する場合に限る。第九条第二号において同じ。)を受けることができないことが確定したとき。

(返還の免除)

- **第八条** 知事は、借受人に次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、当該借受人 に係る修学資金の返還及びその利息の支払の債務を免除するものとする。
  - 一 長期支援コース修学資金又はふるさと医師支援コース修学資金の貸付けを受けた者が、 医師の免許を取得した日から起算して長期支援コース修学資金又はふるさと医師支援コース修学資金の貸付期間(当該期間のうち貸付けを受けなかった期間を除く。)の二分の三に相当する期間(以下「返還免除期間」という。)に四年を加えた期間を経過する日までに、返還免除期間に相当する期間、県内において臨床研修(医師法(昭和二十三年法律第二百一号)第十六条の二第一項に規定する臨床研修をいう。以下同じ。)(臨床研修を受けた期間が二年に達した日以後の臨床研修を除く。第三号、第五号及び第七号並びに次項において同じ。)を受け、かつ、特定病院等(借受人ごとに知事が定める病院又は診療所をいう。以下同じ。)において医師の業務(臨床研修を除く。以下同じ。)に従事したとき。ただし、大学を卒業した日の属する月の翌月の初日から起算して一年三月以内に医師の免許を取得しなかったとき(休学その他の正当な事由があると知事が認めた場合を除く。以下同じ。)を除く。
  - 二 長期支援コース修学資金又はふるさと医師支援コース修学資金の貸付けを受けた者であって、県外において臨床研修を受けたもの(県内において希望する臨床研修を受けることができないことその他のやむを得ない事由があると知事が認めた者に限る。)が、医師の免許を取得した日から起算して返還免除期間に四年を加えた期間を経過する日までに、返還免除期間に相当する期間、特定病院等において医師の業務に従事したとき。ただし、大学を卒業した日の属する月の翌月の初日から起算して一年三月以内に医師の免許を取得しなかったときを除く。
  - 三 小児科コース修学資金の貸付けを受けた者が、医師の免許を取得した日から起算して その者に係る返還免除期間に四年を加えた期間を経過する日までに、当該返還免除期間 に相当する期間、県内において臨床研修を受け、かつ、特定病院等の小児科において医

師の業務に従事したとき。ただし、大学を卒業した日の属する月の翌月の初日から起算 して一年三月以内に医師の免許を取得しなかったときを除く。

- 四 小児科コース修学資金の貸付けを受けた者であって、県外において臨床研修を受けたもの(県内において希望する臨床研修を受けることができないことその他のやむを得ない事由があると知事が認めた者に限る。)が、医師の免許を取得した日から起算してその者に係る返還免除期間に四年を加えた期間を経過する日までに、当該返還免除期間に相当する期間、特定病院等の小児科において医師の業務に従事したとき。ただし、大学を卒業した日の属する月の翌月の初日から起算して一年三月以内に医師の免許を取得しなかったときを除く。
- 五 産婦人科コース修学資金の貸付けを受けた者が、医師の免許を取得した日から起算してその者に係る返還免除期間に四年を加えた期間を経過する日までに、当該返還免除期間に相当する期間、県内において臨床研修を受け、かつ、特定病院等の産婦人科又は産科において医師の業務に従事したとき。ただし、大学を卒業した日の属する月の翌月の初日から起算して一年三月以内に医師の免許を取得しなかったときを除く。
- 六 産婦人科コース修学資金の貸付けを受けた者であって、県外において臨床研修を受けたもの(県内において希望する臨床研修を受けることができないことその他のやむを得ない事由があると知事が認めた者に限る。)が、医師の免許を取得した日から起算してその者に係る返還免除期間に四年を加えた期間を経過する日までに、当該返還免除期間に相当する期間、特定病院等の産婦人科又は産科において医師の業務に従事したとき。ただし、大学を卒業した日の属する月の翌月の初日から起算して一年三月以内に医師の免許を取得しなかったときを除く。
- 七 前各号に規定する医師の業務に従事する期間又は第一号、第三号及び第五号に規定する臨床研修を受けている期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。
- 2 借受人が医師の免許を取得した日から起算してその者に係る返還免除期間に四年を加え た期間(この項の規定により当該期間に知事が正当な事由があると認める期間が加えられ ている場合は、その期間を含むものとする。)を経過する日までの間に、災害、病気、出 産、育児、研修(知事が別に定める研修に限る。)その他の正当な事由により、県内におい て臨床研修を受け、又は特定病院等において医師の業務に従事することができない期間が あると知事が認めたときの前項第一号から第六号までの規定の適用については、これらの 規定中「四年」とあるのは、「四年に知事が正当な事由があると認める期間を加えた期間」 とする。
- 3 知事は、第一項に規定する場合のほか、借受人が、死亡し、又は災害、病気その他やむを 得ない事由により、修学資金の返還ができなくなったときは、修学資金の返還及びその利 息の支払の債務の全部又は一部を免除することができる。

(返還の猶予)

- 第九条 知事は、借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる事由が 継続する期間、修学資金の返還及びその利息の支払を猶予することができる。
  - 一 第六条第一項の規定により修学資金の貸付けを取り消された後も引き続き大学に在学 しているとき。

- 二 前条第一項の規定による返還の債務の免除を受けると見込まれるとき。
- 三 前条第一項第七号及び第三項に規定する場合を除くほか、災害、病気その他やむを得ない事由により、返還が著しく困難になったとき。

(延滞利子の徴収)

- 第十条 借受人は、修学資金をその利息を付して返還すべき日までに返還しなかったときは、 返還すべき日の翌日から返還した日までの日数に応じ、返還すべき額につき年十四・五パ ーセントの割合で計算して得た額に相当する額の延滞利子を支払わなければならない。 た だし、その計算して得た額が百円未満の場合は、この限りでない。
- 2 知事は、借受人が修学資金をその利息を付して返還すべき日までに返還しなかったこと についてやむを得ない事由があると認めるときは、前項の延滞利子を減免することができ る。

(委任)

第十一条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

(失効)

2 この条例は、令和九年三月三十一日限り、その効力を失う。

(失効に伴う経過措置)

3 この条例の失効前に第五条第二項の規定により貸付けを決定された者に係る修学資金については、なお従前の例による。

附 則(平成二十一年三月六日条例第十八号)

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則(平成二十二年三月二十六日条例第十三号)

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十六年三月二十五日条例第十九号)

(施行期日)

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の千葉県医師修学資金貸付条例の規定により貸付けを決定された者の当該決定に 係る修学資金については、改正後の千葉県医師修学資金貸付条例の規定(第八条第一項第 一号ただし書の規定を除く。)にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成二十七年三月二十日条例第三十一号)

(施行期日)

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の千葉県医師修学資金貸付条例の規定により貸付けを決定された者の当該決定に 係る修学資金については、改正後の千葉県医師修学資金貸付条例の規定にかかわらず、な お従前の例による。

附 則 (平成二十八年三月二十五日条例第十九号)

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則(平成三十年三月二十三日条例第十七号)

(施行期日)

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に千葉県医師修学資金貸付条例第五条第二項の規定により修学資金の貸付けの決定を受けた者の当該決定に係る修学資金については、改正後の同条例の規定(第八条第二項の規定を除く。)にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和二年三月二十三日条例第十一号)

この条例は、令和二年四月一日から施行する。ただし、附則第二項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(令和三年十月十九日条例第四十号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和四年十月二十一日条例第三十一号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和五年十月十七日条例第三十五号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和六年十月十八日千葉県条例第三十六号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和七年三月七日千葉県条例第十六号)

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

附 則(令和七年十月十日千葉県条例第三十五号)

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

## 千葉県医師修学資金貸付条例施行規則

平成二十一年三月三十一日規則第二十七号

#### 改正

平成二四年 三月三〇日規則第三八号 平成二六年 三月二五日規則第一四号 平成二八年 三月二五日規則第一二号 平成三〇年 三月二三日規則第一四号 令和 二年 三月三一日規則第三二号 令和 二年一一月二七日規則第六六号 令和 四年 二月一〇日規則第 六号 令和 七年 三月二一日規則第一七号

(趣旨)

第一条 この規則は、千葉県医師修学資金貸付条例(平成二十年千葉県条例第四十五号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例第二条第一項第二号の規則で定める者)

- **第二条** 条例第二条第一項第二号の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者と する。
  - 一 大学に入学するために住所の変更をした者であって、当該変更をした日前の一年間県 内に住所を有していたもの
  - 二 県内に所在する学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第六章に規定する高等学校、同法第七章に規定する中等教育学校の後期課程、同法第八章に規定する特別支援学校の高等部、同法第九章に規定する大学、同法第十章に規定する高等専門学校又は同法第十一章に規定する専修学校の高等課程を卒業し、又は修了した者
  - 三 二親等以内の親族が県内に住所を有している者

(利息の計算方法)

- 第二条の二 条例第三条第二項に規定する利息は、修学資金の貸付けを受けた日の翌日から 最後に貸付けを受けた日までの期間の日数を基礎として、日割りによって計算するものと する。
- 2 条例第三条第二項に規定する利息の額の計算につき同項に定める年当たりの割合は、閏 (じゆん)年の日を含む期間についても、三百六十五日当たりの割合とする。 (申請手続)
- 第三条 条例第五条第一項の規定により修学資金の貸付けの申請をしようとする者は、修学 資金貸付申請書(別記第一号様式)に次の各号(長期支援コース修学資金の貸付けにあっ ては第四号を、ふるさと医師支援コース修学資金、小児科コース修学資金及び産婦人科コ ース修学資金の貸付けにあっては第二号を除く。)に掲げる書類を添えて提出しなければ ならない。
  - 一 誓約書 (別記第二号様式)
  - 二 推薦書(別記第三号様式)
  - 三 連帯保証人の印鑑証明書
  - 四 在学証明書その他の申請者が大学に在学していることを証明する書類

- 五 その他知事が必要と認める書類
- 2 ふるさと医師支援コース修学資金の貸付けの申請をしようとする者が前項の修学資金貸付申請書を提出する場合には、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添えて提出しなければならない。
  - 一 県内に住所を有する者 住民票の写しその他の申請者の住所を確認できる書類として 知事が認めるもの
  - 二 県外に住所を有する者 住民票の写し、卒業証明書その他の申請者が第二条各号のいずれかに該当する者であることを確認できる書類として知事が認めるもの

(連帯保証人)

- 第四条 条例第五条第一項に規定する連帯保証人は、成年者で独立の生計を営むもの(修学 資金の貸付けを申請した者が未成年者であるときは、当該未成年者の法人である法定代理 人を含む。)とし、修学資金の貸付けを申請した者が未成年者であるときは、そのうちー 名を法定代理人としなければならない。
- 2 修学資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)は、連帯保証人を変更し、又は 連帯保証人の住所に変更があったときは、速やかに連帯保証人変更届(別記第四号様式) を知事に提出しなければならない。
- 3 前項の連帯保証人変更届には、連帯保証人を変更する場合にあっては、変更後の連帯保証人の印鑑証明書を添付しなければならない。

(貸付決定取消事由等の届出)

- **第五条** 借受人は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める届出書により、 速やかにその旨を知事に届け出なければならない。ただし、第六号に掲げる届出書にあっ ては、災害、病気その他のやむを得ない事由による場合を除き、あらかじめ届け出なけれ ばならないものとする。
  - 一 大学を退学するとき。 大学退学届(別記第五号様式)
  - 二 修学資金の貸付けを受けることを辞退するとき。 修学資金貸付辞退届 (別記第六号 様式)
  - 三 大学を休学し、又は停学の処分を受けたとき。 大学休学(停学)届(別記第七号様式)
  - 四 大学に復学し、又は停学期間が満了したとき。 大学復学(停学期間満了)届(別記第 八号様式)
  - 五 臨床研修を開始し、修了し、又は再開したとき。 臨床研修開始等届(別記第九号様式)
  - 六 医師の免許を取得した年の四月中に臨床研修を開始しないこととするとき、臨床研修 を中断し、若しくは休止するとき、特定病院等を退職するとき、又は一月を超える期間 特定病院等で医師の業務に従事しないこととするとき。 臨床研修中断等届 (別記第十 号様式)
- 2 借受人が死亡したときは、借受人の相続人は、借受人死亡届(別記第十一号様式)を知事に提出しなければならない。

(医師業務従事開始届の提出)

第六条 借受人(特定病院等を退職した者又は臨床研修が修了した後特定病院等において医

師の業務に従事しなかった者に限る。)は、特定病院等で医師の業務に従事しようとするときは、医師の業務に従事しようとする日の三月前までに、医師業務従事開始届(別記第十二号様式)を知事に提出しなければならない。

#### 第七条 削除

(返還免除の申請)

第八条 条例第八条の規定により修学資金の返還及びその利息の支払の債務の免除を受けよ うとする者は、修学資金返還免除申請書(別記第十四号様式)を知事に提出しなければな らない。

(条例第八条第一項の期間の計算方法)

第九条 条例第八条第一項に規定する県内において臨床研修を受けた期間及び特定病院等に おいて医師の業務に従事した期間の計算は、月数による。この場合において、一月に満た ない端数が生じたときは、これを一月とする。

(返還猶予の申請)

- 第十条 条例第九条の規定により修学資金の返還及びその利息の支払の猶予を受けようとする者は、修学資金返還猶予申請書(別記第十五号様式)を知事に提出しなければならない。 (延滞利子の減免申請)
- 第十一条 条例第十条第二項の規定により延滞利子の減免を受けようとする者は、延滞利子 減免申請書(別記第十六号様式)を知事に提出しなければならない。

(借用証書の提出)

第十二条 借受人は、修学資金の貸付けの事実がやんだときは、直ちに修学資金借用証書(別記第十七号様式)を知事に提出しなければならない。

(現況報告書の提出)

- 第十三条 借受人は、修学資金の返還の債務を負うことがなくなるまで、毎年四月一日(次項において「現況報告基準日」という。)現在の現況報告書(別記第十八号様式)を当該年の四月三十日までに知事に提出しなければならない。
- 2 現況報告基準日以前一年内に特定病院等で医師の業務に従事した期間がある者は、前項 の現況報告書に医師業務従事期間証明書(別記第十九号様式)を添付しなければならない。 (氏名等変更届の提出)
- 第十四条 借受人は、氏名又は住所に変更があったときは、直ちに氏名(住所)変更届(別記 第二十号様式)を知事に提出しなければならない。

(連帯保証人の署名)

- 第十五条 借受人は、第三条の規定による修学資金貸付申請書、同条第一号に掲げる誓約書、 第四条第二項の規定による連帯保証人変更届及び第十二条の規定による修学資金借用証書 を知事に提出するときは、連帯保証人と連署の上、提出しなければならない。 (報告)
- 第十六条 知事は、修学資金の貸付けの目的を達成するため必要があると認めるときは、借受人に対し、大学における修学の経過及び結果その他の必要な事項に関し報告を求めることができる。

#### 附則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十四年三月三十日規則第三十八号)

(施行期日)

1 この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に、改正前の千葉県医師修学資金貸付条例施行規則の規定により調製 した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することが できる。

附 則(平成二十六年三月二十五日規則第十四号)

(施行期日)

1 この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に、改正前の千葉県医師修学資金貸付条例施行規則の規定により調製 した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することが できる。

附 則 (平成二十八年三月二十五日規則第十二号)

(施行期日)

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に、改正前の千葉県医師修学資金貸付条例施行規則の規定により調製 した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することが できる。

**附 則**(平成三十年三月二十三日規則第十四号)

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則(令和二年三月三十一日規則第三十二号)

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

附 則(令和二年十一月二十七日規則第六十六号)

(施行期日)

1 この規則は、令和二年十二月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和三年四月一日現在の現況報告書に係る改正後の千葉県医師修学資金貸付条例施行規 則第十三条第二項の規定の適用については、同項中「現況報告基準日以前一年内に」とあ るのは、「令和二年四月一日から現況報告基準日までの間に」とする。
- 3 この規則の施行前に、改正前の千葉県医師修学資金貸付条例施行規則の規定により調製 した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することが できる。

附 則(令和四年二月十日規則第六号)

(施行期日)

1 この規則は、令和四年三月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に、改正前の千葉県医師修学資金貸付条例施行規則の規定により調製

した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することが できる。

附 則(令和七年三月二十一日千葉県規則第十七号)

(施行期日)

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に、改正前の千葉県医師修学資金貸付条例施行規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。